

平成30年舟形町議会  
第3回定例会会議録

舟形町議会

平成30年舟形町議会第3回定例会会議録

招集年月日 平成30年8月28日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 9月5日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一                      6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文                      7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春                      8番 加藤 憲彦

4番 佐藤 勇                        9番 叶内 富夫

5番 奥山 謙三                      10番 八   欽   太

不応招議員(なし)

平成 30 年 9 月 5 日（水曜日）

第 3 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成30年舟形町議会第3回定例会第1日目

平成30年9月5日（水）

---

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八  歙  太

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	危機管理室長	伊藤 茂 樹
副 町 長 庄 司 雅 人	総務課財政係長	八  歙  幸  仁
総 務 課 長 伊 藤 幸 一	教 育 長	齊 藤 涉
まちづくり課長 小 野 芳 喜	教 育 課 長	八  歙  照  光
健康福祉課長 叶 内 範 夫	農業委員会事務局長	伊 藤 誠  宏
住民税務課長 須 貝 孝 子	代表監査委員	渡 邊 敬  子
地域整備課長 伊 藤 武 美	監 査 事 務 局 長	斉 藤 洋  一
農業振興課長 伊 藤 誠  宏	選挙管理委員会書記長	伊 藤 幸  一
会 計 管 理 者 相 馬 昇		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一 主 事 伊 藤 優

---

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議員派遣の報告  
日程第 5 本期受理の請願・陳情

請願第1号 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める  
請願

請願第2号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情

日程第 6 町長挨拶並びに行政報告

日程第 7 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

**議長** 皆さん、おはようございます。

開議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をお願いしたいと思います。ご起立の上ご協力お願いいたします。国旗、町旗に礼。お直りください。ありがとうございました。ご着席ください。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから平成30年第3回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。2番小国浩文議員、7番佐藤広幸議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

**議長** 日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議されております。その結果を加藤議会運営委員長より報告をお願いします。

**8番** 去る平成30年8月28日開催の議会運営委員会において、9月定例会の会期について協議いたしました。その結果について報告いたします。

平成30年9月定例会の会期は本日9月5日から12日までの8日間とすることに決定しました。

以上、報告します。

**議長** お諮りします。本定例会の会期は、ただいま加藤委員長より報告のとおり、本日から12日までの8日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12日までの8日間と決定することにいたします。

---

### 日程第3 諸般の報告

**議長** 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

### 日程第4 議員派遣の報告

**議長** 日程第4 議員派遣の報告については議案書の掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

### 日程第5 本期受理の請願・陳情

**議長** 日程第5 本期受理の請願・陳情を議題といたします。

請願第1号 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願について議題といたします。事務局説明を願います。

**議会事務局長** 本期受理の請願受理番号1、受付年月日、平成30年8月22日。件名、日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願。請願者、新庄市千門町1-38、生活共同組合共立社新庄生協地域理事会議長・岸 昌子。紹介議員・伊藤欽一。以上です。

**議長** 請願第1号について、紹介議員の朗読説明を願います。

**1番** 〈件名〉

日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願。

〈趣旨〉

2017年7月7日、国連において日本を除く122カ国の賛成によって「核兵器禁止条約」が採択され、同年12月10日には核兵器廃絶国連キャンペーン「I CAN」にノーベル平和賞が授与されました。今、国際社会は核抑止力ではなく、核兵器廃絶による平和構築に大きく前進しています。

唯一の戦争被爆国である日本は、被爆者の「原爆をなくしてほしい」という痛切な願いに応え、国際社会において核兵器廃絶の先頭に立つ責任があります。「核兵器禁止条約」は核兵器の法的禁止内容を定め、加盟国に核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵などの禁止を義務付け、使用の威嚇も禁じている画期的な条約です。日本政府の日頃の平和政策には敬意を表するところですが、より一層の実効性のある「核兵器禁止条約」に直ちに賛成し、署名・批准すべきです。

「核なき世界」の実現は、被爆者、日本国民、そして全世界の市民の切なる願いであり、舟形町においても「平和都市宣言」を制定しています。地球上から核兵器をなくすことこそ、唯一の平和への道であることを信じ、私たちは、日本政府が「核兵器禁止条約」に署名・批准することを強く求めます。

以上の趣旨に基づき、下記事項について政府及び関係機関に意見書を提出するよう請願します。

記

1. 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める。

以上、地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

**議長** 次に、陳情第2号について、種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第2号については、議会事務局長より説明・朗読をお願いします。

**議会事務局長** 受理番号2、受付年月日、平成30年8月27日。件名、種子法廃止に伴う万全の対

策を求める陳情。趣旨、別紙のとおり。陳情者、山形市大字門伝字裏城1番地、農民運動山形県連合会会長 小林茂樹。連名で、最上町大堀313、最北地方農民連会長 二戸 正。

別紙件名を朗読します。

種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情

〈趣旨〉

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立しました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

主要農産物別種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた試験場等のとりくみが後退することがないよう予算措置の確保等、万全な対策が求められています。

あわせて、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されています。

食糧自給率のさらなる低下が不安視されるなか、農家の生産意欲と品質向上への努力に大きな役割を担う「種子」の安定確保は、今後ますます重要になります。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定にもとづく意見書を、政府および関係機関に提出して下さるよう陳情いたします。

#### 記

1. 試験場等のとりくみが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと。
2. 地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じること。

以上です。

**議長** 審査の方法についてお諮りいたします。

**8番** 請願第1号及び陳情第2号については、総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査されることを提案いたします。

**議長** ただいま、8番議員より、請願第1号及び陳情第2号については、総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査していただくとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 異議なしと認めます。よって、請願第1号及び陳情第2号については、総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定をいたしました。

---



## 日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、平成30年度第3回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

まず、初めに平成30年7月の西日本豪雨災害により亡くなられた200名以上の方々に心より哀悼の意を表します。また、甚大な被害を受けております岡山県ほか11府県の被災者に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復旧を祈っております。

舟形町におきましても、8月5日午後1時ごろより降り出した雨が午後2時2分に大雨警報に切りかわり、降雨・河川水位の状況を見守っていましたが、午後11時ごろより極端に雨足を強め、町内各地で河川用水路等より濁流があふれ、福寿野地区県道の冠水、西ノ前アングラーの水没、役場ピロティの水没等、住家で床上浸水3棟、床下浸水61棟の被害が発生し、また農地、山林の崩落、町道路肩決壊等により舟形第1地区のその他の建物では土砂が流入し全壊となり、さらに本堀地区、太折地区、舟形第1地区、長沢第1地区の38世帯・124人が土砂崩落、冠水で道路が塞がれ、一時孤立しております。人的な被害がなかったことは幸いと考えております。

9月3日現在の被害状況を申し上げますと、8月5日から6日にかけての豪雨被害については、町管理施設等被害1億9,110万2,000円、町商工業者等被害が1,288万2,000円以上、道路災害18路線・3億2,110万円、農地農業用施設被害363カ所・3億3,990万円、林道災害4路線・6,680万円、河川災害5河川・2億8,990万円、水道施設被害5施設・1,210万円、農業集落排水処理施設被害2施設・400万円、河川公園被害1カ所・3,000万円、農作物等被害、被害面積が340.6ヘクタール、被害額で1億6,137万2,000円となっており、被害総額は14億2,915万6,000円となっています。

また、8月31日未明の豪雨で小国川の急激な増水で若鮎まつり会場が被災しました。幸い若鮎まつりの1週間前ということや事前の台風情報などで慎重に進めてきたこともあり、平成27年度も大きな被害を受けましたが、物品関係の損失は平成27年のときより少なく済んでおります。

若鮎まつりは予定どおり8日・9日に開催する方向で町建設業協会の皆さんの協力を得て会場の復旧作業をしていただいております。また、先週の日曜日には町消防団116人の方々が会場の復旧作業に当たっていただきました。おかげさまで若鮎まつりを開催することが可能な状況となりました。心から感謝と御礼を申し上げます。

9月3日11時現在で町が把握している31日豪雨の被害状況は、床下浸水7棟、床上浸水1棟、町管理施設等で140万3,000円で、主に若鮎まつり開催のための物品で、農作物被害については、水稻、ソバ、ニラ、アスパラガス、キュウリ、サトイモで、被害面積が61.83ヘクタールで被害額が5,008万8,000円の被害額となっています。また、公共土木施設・農地・農業用施等の被害に

については、現在確認中であり、全体被害を把握するには時間を要しますので、被害状況及び復旧に係る予算が判明した場合は、再度臨時議会の開催をお願いする場合がありますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、8月5日の豪雨災害については、8月20日に八楯議長、伊藤県議とともに若松副知事に被害状況をお伝えするとともに支援についてお願いをしてまいりました。さらに、中央要望として8月28日に国土交通省と農林水産省へ、翌29日には総務省へ、さらに町議会の皆様と県選出国會議員の方々に支援のお願いに行ってまいりました。

復旧に向けた支援についての要望を関係機関よりご理解いただき、早期の対応を目指しておりますので、町議会の皆様におかれましては、引き続きご理解、ご協力くださいますようお願いを申し上げます。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、6月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

#### (1) J A F 観光協定調印式について

6月20日に舟形町と日本自動車連盟山形支部、いわゆる J A F との間で観光振興に係る連携協定を締結しました。J A F とは「平成27年度ヒストリックカーミーティング in 舟形」で初めて協力をいただき、以来毎年イベントに参加していただいていた。

ことし2月に J A F 側から、イベント以外でも観光振興に協力できることがあるので、観光振興に関して協定を締結しないかとのお誘いがきっかけで、お互いが所有する観光情報等の資源を活用して相互に諸事業の拡充に寄与できるという考えが一致し、協定の締結に至ったものです。協定例としては全国で468例目、山形県内では7例目で町村との協定は初となりました。

今後は、J A F がドライバー向けにつくっているウェブサイトや発行している雑誌で舟形町の観光名所の紹介やドライブコースの提案などにより、今後の観光振興の拡大につながるものと期待しているところです。

#### (2) 平成30年度消防ポンプ操法大会について

6月24日、アユパーク舟形において第59回舟形町消防ポンプ操法大会が20の支部が参加し、開催されました。各選手は日ごろの訓練の成果を発揮しての操法となり、そのなかでも第6分団第12部（堀内）が優秀な成績をおさめ、15年ぶりに優勝しております。

また、7月29日に最上広域消防本部屋外訓練場において第40回山形県消防操法最上支部大会が開催された結果、真室川町が第1位となり、舟形町代表の第6分団第12部（堀内）は僅差で第6位となっております。今後の活躍が期待されます。

#### (3) ふながたWAKU WAKU WORKの開催について

7月6日に舟形町B&G海洋センターを会場として、ふながたWAKU WAKU WORKを初開催しました。この事業は、「おかえり！孫プロジェクト事業」の一環として実施し、地

域の企業14社が一堂に会して職場体験ブースを設け、舟形中学校1・3年生がランダムで2社の職業体験をするものです。生徒の希望をとらずにブースを割り当てるため、それまで興味のなかった分野の職業を体験を通して楽しく学ぶことができるのが、この事業の特徴です。

町としては、これからも舟形の子供たちに熱意ある地域の企業を紹介し、地域の魅力を伝えながら自分の進路を決める判断材料としていただきたいと思います。

#### (4)舟形町建設業協会との第1回意見交換会について

7月10日、役場会議室において舟形町建設業協会と平成30年度第1回の意見交換会が開催されました。この会議は平成29年度から開催されており、舟形町の社会資本整備のために建設業の目線からさまざまなご意見を広く述べていただいております。これらのご意見は町建設行政の発展はもとより広く町政発展のため反映してまいりたいと思います。

今回の会議においては、6月18日の大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊被害を踏まえ、町内全域の道路沿いにある民有地のコンクリートブロック塀の緊急安全点検を町で要請したところ、町建設業協会から無償で点検作業を引き受けていただきました。民間事業者による自主的な点検は県内初の取り組みと思われまます。

点検作業は8月10日に完了し、点検結果報告をいただいております。危険性が確認された箇所については、町が所有者に付近通行者への注意表示や補修・撤去等が必要な旨の注意喚起を行い、さらには補修・撤去等に係る費用の支援策も検討してまいりたいと考えております。

また、町建設業協会各社とは災害時の協力に関する協定も締結していただいております。8月5日から6日の豪雨災害時にも多大なるご協力をいただき、あわせて感謝を申し上げます。

#### (5)平成30年度第1回総合教育会議について

7月25日、町長と教育長・教育委員4名と平成30年度第1回舟形町総合教育会議を開催いたしました。私からは「住んでいる人が誇れるまち 豊かな舟形」の実現を目指して平成30年度の教育関連の主な取り組みについてお話をしたところです。また、各教育委員からは情報共有のあり方、特別教室のエアコンの設置、通学路での安全確保等についての課題が提案され、さらなる連携強化が図られました。

#### (6)鮎釣り甲子園大会について

8月5日、一の関大橋の下で「第1回最上小国川鮎釣り甲子園大会」が開催されました。大会は最上小国川未来振興機構の新規事業として行われ、流域に暮らす高校生に鮎釣りを通して郷土愛を育むとともに歴史文化や清流のすばらしさを感じてもらうことにより地域の魅力や課題に対する意識の醸成を図っていくことを目的としたもので、県内外から100名を超える高校生からの申し込みがあり、釣り道具や指導者確保の関係で58名に制限させていただいた大盛況の大会となりました。

また、友釣り競技の後、表彰式前の検量時間を利用して昼食交流会を行い、地元産のおにぎ

りや焼き鮎、芋煮、さらにキュウリやトマト、スイカを参加者や保護者・指導者に味わっていただき、舟形の味を満喫してもらいました。

表彰式では宮城県仙台市から参加した高校生が17尾で優勝し、2位が真室川町、3位が山形市から参加された高校生で、大きな拍手が送られました。来年も小国川流域内で開催される予定であります。

#### (7)縄文国宝自治体首長会議について

8月10日、東京国立博物館特別展「縄文ー1万年の美の鼓動」に合わせて開催された「縄文国宝自治体首長会議」に出席しました。縄文文化の象徴である縄文国宝が出土した全国5市町（舟形町・函館市・八戸市・茅野市・十日町）の首長と青柳元文化庁長官、銭谷東京国立博物館館長、井上副館長、品川考古室長が「縄文」について話し合いをしました。

銭谷館長からは、今回の「縄文展」が過去最高の入館者数となることや、井上副館長からは「縄文の力」「縄文の美」「縄文の精神性」「造形之美」などについて説明がありました。各自治体から国宝を活用した「まちづくり」についての発表があったり、また10月フランスで開催される「ジャポニズム2018」においても情報発信のためのパリサミットを開催することや、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた、さらなる連携強化を図ることなどが確認されました。

以上、7件について行政報告を申し上げます。

さて、本日定例会に提案します案件は、平成30年度舟形町一般会計・特別会計の補正予算についてが4件、承認案件について1件、報告案件について1件、人事案件について1件、平成29年度舟形町一般会計・特別会計決算の認定についてが7件、以上14件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、6月定例町議会以降の先にご説明申し上げました主要行事以外につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

---

## 日程第7 一般質問

**議長** 日程第7、一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。

**5番** 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。タイトルとしまして「町民に寄り添った除雪対策を」と題しまして行います。

降雪期を前に町民の方々は今シーズンも前シーズンと同じように降るのではないだろうかと心配されているものと思います。最近の気象は想定を超える猛暑、豪雨、豪雪、竜巻などが起こ

っています。先月、8月5日には豪雨により全町的に被害が発生したことが記憶に残っております。豪雪は前シーズン、最深雪が3メートルを超え、雪害と感じた方々が多かったのではないのでしょうか。

町で行っている主な除雪対策は①地域支え合い除排雪活動支援交付金、②高齢者等除雪サービス事業、③生活道路整備費事業、④除雪対策事業など公助による支援は充実していることがうかがえます。また、共助による地域支え合い除雪活動組織もふえており、心強く感じています。

今シーズンへの対応として大型除雪機1台更新、小型除雪機、ロータリ除雪機ですけれども1台購入して増設というふうなことで2台になり、さらにきめ細やかな除雪を行うことが可能となるでしょう。住んでいる方の安全安心のため努力されていることは理解していますが、今シーズンの降雪を前に町では自助・共助・公助の役割について、どのように進めていくのか。また、町で考えている新たな除雪対策の内容について質問をいたします。

**町長** それでは、5番奥山謙三議員の「町民に寄り添った除雪対策を」についてのご質問にお答えします。

昨年は堀内で3メートルの積雪を記録し、町に残っている記録では昭和55年の西又での2メートル87センチを超える史上最大の豪雪となりました。冬期交通確保のため、道路除雪はもちろん老人世帯、空き家、公共施設等の除雪など町民の安全安心のため対策を講じ、実施してまいりました。

さて、ご質問の町で行っている主な除雪施策について、平成29年度の実績を踏まえご説明を申し上げます。

初めに、①地域支え合い除排雪活動支援交付金については、共助の精神に基づき地域住民等で組織する団体が実施する地域支え合いによる除排雪活動に対し、助成を行う事業であります。平成29年度の実績は、除雪機なし（貸与）が2地区で除雪作業延べ112日、個人住宅除排雪1件、共有施設等除排雪4件。除雪機貸与なしが15地区で除排雪作業延べ307日、個人住宅排雪7件、共有施設等除排雪22件となっております。住民同士の支え合いの意識の醸成、体制の強化による効率的な対応が図られました。

次に、②高齢者等除雪サービス事業は高齢者世帯及び身体障害者世帯に対して、冬期間の雪に対する不安を解消するため玄関前通路等の雪払いや雪おろし等の生活支援を行う事業であります。平成29年度の実績は玄関前通路等雪払いが2,179回、事業費で174万3,200円、屋根の雪おろしが249.5回、事業費で299万4,000円、重機除雪が17回、事業費で90万882円、事業費の合計としまして563万8,082円となっております。

このサービスは共助を前提に成り立っている事業ですが、サービスの利用世帯75世帯に対し、協力者、実施者であります。67人です。その中には9つの業者さん、2団体が含まれていて個人での協力者は実質56人で、実施者の高齢化も顕著なことから制度の見直しが課題となっております。

す。

次に公助による支援事業であります。生活道路整備事業費補助、④の除雪対策事業があります。平成29年度の実績で生活道路整備事業は1件で135万1,000円の補助を行っており、生活道路除雪延長は町全体で23路線、延長にしまして1,837メートルとなりました。今年度は小型ロータリ除雪車が1台増車となり、2台体制での生活道路除雪となりますので、より効率的に除雪車が作業できるよう除雪計画の策定を行いたいと思います。

除雪対策事業については、平成29年度は豪雪となり膨大な除雪経費の執行となり、執行額は1億8,546万6,452円となりました。今年度は大型ロータリ除雪車1台を更新し、さらに除雪車格納庫を堀内地区と舟形地区におおの1棟の整備を進めてまいりますので、より充実した町道除雪を行うことができるものと思います。引き続き自助・共助・公助の役割分担をしながら現在行っている主な除雪施策を推進し、冬期間における町民の交通を確保し、町民の安全安心と産業の振興に寄与するため、きめ細やかな除雪対策を行いたいと思います。

さらに、先ほど申しました協力者（実施者）の高齢化という課題を踏まえ、今後はシルバー人材センターや業者の活用、地域支え合い除排雪活動支援交付金事業の両面から高齢者等除雪サービス事業の制度見直しも行いたいと考えております。

**5番** 非常にことしは猛暑の中で、この時期に除雪の質問というのはちょっと早いのかなという感じはしますけども、早目に対応していくということで町民の方々に安心感を与えていきたいということで今回一般質問を行いました。

その中で、まず全体の町民が感じている雪に対する感じ方、どのように感じているのかなというところから質問していきたいと思います。

まちづくり課で実施したアンケートから見えてきた雪に対する町民の思い、この辺をアンケート結果からどのように町では捉えたのかお聞きしたいと思います。

**町長** アンケート結果の中では、やはり困り事のランクとしては上位にあります。その中でも体制的なものについては、町の体制について批判的といいますか、というふうなものではなくて、やはりハンディとしての雪というものが一つあるんだろうと思います。それから、もう一つアンケートの中で特徴的だったのは、雪が降るからだめだというような親がいると。そのことによってこの舟形町を離れる方もいるんだと。今の体制でも十分じゃないかと。余りだめだだめだと言うなというようなご意見もあったことが特徴的だったかなというふうに捉えております。

**5番** それでは、順序に従って一般質問を行いたいと思います。

まず、最初に地域支え合い除排雪活動支援交付金であります。29年度は17地区での活動ということでありますが、その活動組織というのはふえているのか、また現状維持なのか、それとも減っているのか、その辺どうなんでしょう。

**町長** 現在ですね、その状況をふえてるかどうかについては、ちょっと済みません、資料を持ち

合わせておりませんので、今お答えすることはできません。

**5番** この質問したというのは、やはり共助というふうなものを強化していかないと、なかなか住んでる方々がいい地域だというふうなことと、公助にも限界があるということを考えていくと、やはり共助の育成が大事になってくるんじゃないかなと思ったわけでありませう。

あと、次の質問であります、当然雪については豪雪の年もあれば少ない年もあるわけですね。当然活動支援交付金については、除雪機貸与してないところについては5万円という中で活動しているわけでありませう、おのずと豪雪、少雪では活動回数が変わってくるわけでありませう。そういった中でこれまで5万円をもらった中で少雪のため使い切れなかったということで返戻したという組織はありますか。

**町長** 過去のちょっと事例が詳細にはわからないので、ちょっとこの場ではお答えできません。

**5番** 実際、私、福寿野地域ですけれども使い切れなくて返金したときあります。やはり一回してくれる方々は除雪機も出す、さらに人件費もあるわけですけれども、余りボランティア、有償ボランティアというような考え方からしていくと、余り高額なお金払ってしまうと、これが通例になってしまって毎年足りなくなってしまうということが懸念されるわけですね。やはりある程度有償ボランティアというようなことを考えていくと、それなりの限界というものも考えながらやっていった中で、余ったから返戻したということがありますので、要するに私が質問したいのは、せめて豪雪対策本部が設置された年は逆に5万円じゃなくてふやしていただきたいというお願いなんです。前シーズンの場合ですと非常に時間当たりの単価が極端に下がってしまって、これでいんだろうかというような疑問を感じながら払った経過があります。そういったところで町として共助というふうなものを育成していくためには、やはり豪雪対策本部が設置なった時点では増額というものも検討してもらえないかという要望ですが、どうでしょう。

**町長** 5番議員さんのおっしゃられることはごもっともだと思いますし、やはり少ないときに戻すということであれば、多いときにはやはりその分をふやすという方法も一つはやっぱりあるんだろうと思いますので、担当のほうと協議をさせていただいて、そういったことができるように要綱等を改正していきたいと思っています。

**5番** ぜひそのようにお願いしたいと思います。

次ですけれども、ぜひ共助というものを強化していくためには、特に大事だなと思うのが地域支え合いの中で、当初地域支え合いという名称の中でコーディネートという名称がついています。要するに誰かがこの雪に関して、その地域の全体を把握しながらコントロールできるような人を、この組織をつくっていくというふうなところが、この地域支え合いであったり高齢者の支援であったりいろいろな場面で使えるわけですね。そういったことを考えていくと、組織をつくるだけじゃなくて全体をコーディネートできるような人材育成も必要かと思いますが、この辺について町としての考えはどうでしょう。

**町長** 確かに現在の公助の段階では限界もありますし、やはり自助・共助というふうな部分の中で、それをしっかりと育てていかなければいけないと思います。それをコーディネートするということであれば、やはり地域のリーダーであったり、そういった方々をつくっていかねばいけないんだらうと思いますので、その点について、どういう形がいいのか、民生児童委員さんもらっしゃいます、町内会長さんもらっしゃる中で、どういうふうにそういったコーディネートをする方々をつくっていくかということ、この年度からちょっと検討させていただければと思います。やはり地域に困ってる方、地域でサービスを提供してもいいよというような方をうまく結びつけられることができればお互いに助かる部分もあると思いますので、そういったことができるような人材を育てるための仕組みづくりを、ちょっと検討させていただければというふうに思います。

**5番** ぜひそのように進めていただきたいというふうな要望の中に、町内会長さんとか民生児童委員の方々にそれ以上要求するとかかなりの負担になってくるかと思っておりますので、もし育成していくようで、育成していくという考えであれば町内会長さんとか民生児童委員を外した別の方で若い人がいいのかなという感じがしますので、そのような形で検討を進めていただきたいと思っております。

次が高齢者等除雪サービス事業について質問しますが、この事業については、民生児童委員の方々がかかわっていますが、どのようなかわり方をしてるのか、お聞きしたいと思います。

**町長** 民生児童委員さんが受け持つその地域の中で独居老人であったり障害を持つ方々で除雪困難な方々について、民生児童委員さんがピックアップしていただいて地域で支え合うということなんです。先ほど答弁申し上げましたとおり、支え合ってる個人の方々についても高齢化になってきております。老老介護という言葉がありますけども、それと同じようにお年寄りの方がお年寄りを助けるための除雪を毎日しているという現状がございます。そうするとやっぱり自分の家で精いっぱいということもあります。そういった中で先ほども申し上げましたとおり他市町村においては、その限界もあるということでシルバー人材センターであったり、それから業者さんをお願いをしているという部分もあるようです。そういったところで町としても、やはり日々の除雪ができなくなりつつあるようなところについては、そういった方法での支援もあるのではないかとというふうに検討しているところです。

したがって、民生児童委員さんが全てこれを手配するというのではなくて、町でもそういった問題をしっかりと受けとめておりますので、民生児童委員さんと相談をしながら対応をしてみたいと思います。

**5番** 高齢者等とか障害者等とかいろいろな方々に協力していくのはいいんですけども、何か聞くと個人情報ネックでなかなか除雪支援をしてくれる方々を広げるといようなところがないというふうな、何か逆に個人情報がネックになってるという感じもするんで、もう少しこら



辺緩和できないのかなという感じがしているところです。

そういった中で、先ほど来町長の答弁の中で人員の確保が難しい現状という中で、回答の最後のほうに地域支え合い除排雪活動支援交付金事業の両面から制度の見直しとありますが、もう少し、シルバー人材とかというような話もありますけども、シルバー人材、地域支え合い、この辺の両面からの制度の見直しというような文言がありました、もう少しかみ砕いてお聞きしたいと思います。

**町長** シルバー人材センター等については、やはり先ほども申し上げましたとおり業者さんとシルバー人材センターをうまく使いながらと申し上げますのも、やはりシルバー人材センターに登録している方が地域にいなければシルバー人材センターにお願いをすることが当然できないわけでございますので、その点について、やはり業者さんをお願いをせざるを得ない場合もあるかというふうに思います。

そういったところでそういう制度を、今は個人の方をお願いをしてるところから、先ほど申し上げましたとおり個人のほうからシルバー人材センター、業者さんへの委託というふうなものに変えていくことも一つ考えなければいけないということと、それから地域支え合いのほうにということは制度上高齢者のほうが先にありましたので、その辺を補完する意味で地域支え合いができました。

そういった場合に、先ほど高齢者からの実施者からがシルバー人材センターもしくは業者さんへの委託ということもあるんですが、そういった中で、その枠組みを吸収する形の中で地域支え合いの中にその分野を入れ込むことも一つは考えられるのではないかと思いますし、そういったところの今ちょっと隔たりといいますか、一線がある部分についてのうまい運用の方法があれば非常にいいのではないかなというふうなことで制度の問題も一つありますので、そういったものを解消できるように、よりよい実施ができますよう検討していきたいと思います。

**5番** ますます、今町長の答弁を聞いてると、やっぱり地域の中に全体をコーディネートできる方を早急につくっていくというのが一番のポイントなのかなというような感じはしました。ぜひとも町としてもそういうふうな人材育成、当然これにはその地域に住んでる方々の代表もそうですけども、それにはやっぱり役場職員もかかわってもらおうというようなことも必要なんではないかなと思いますんで、これについて、ぜひご検討お願いしたいなというふうに思います。

次、③の生活道路整備事業費補助金、非常にこの事業については森町長なってから画期的な事業費補助だなというふうに思っております。これまではなかなかそこまで補助金を、公費を使ってやってあげるといふところがこれまでなかなか、したいんだけどできなかったといふようなところで、森町長が大なたを振ってこの事業始めたといふようなことについては、非常にすばらしい補助制度だなと思っております。

ただ、この制度が、やはり対象世帯からするとわざわざ自分のために公費を使わせるという

ようなことへの遠慮といたしますか、この辺あるんで、もう少しPRする必要があると思いますが、これまでのこの事業やっの森町長の感想とこれからの事業の進め方をお聞きしたいと思います。

**町長** 大変お褒めにあずかりましてありがとうございます。やはり舟形町で生活していく上で大きなハンディとなるのが雪であると思いますので、その点についてはきめ細やかなサービスをしながら、ずっと高齢になっても舟形町に住んでいけるように取り組んでいきたいと思ひます。

その中で生活道路の整備事業の補助でございますが、確かに公費を使ってということがあるんですが、自助・共助・公助という部分でいきますと、当然最初若いうちは自分でできるということがあります。さらに、周りの方々から助けてもらうこともあるかと思ひます。それができなくなった場合に、やはり町で公助ということが必要になります。そのときに町の除雪車が入れないということが問題になるということで生活道路の整備事業の情報制度をつくらせていただきました。今現在はできるということであっても、町の除雪車が入る幅員、道路の幅がないということ、そして町の除雪車であれば道路が舗装していなければならないという条件がありますので、そういったものを整備をしていかなければ将来的にも町の除雪が、公助ができないということもありますので、そういった面で支援をしていくということなんです。昨年はたまたまちょっと1件と少なかったんですが、28年度についてはちょっと件数は忘れたんですが、もっと多かったと思ひますし、今年度も3件ないし4件の申し込みがあるということでもあります。すぐに町で除雪をするということではなくて、今そういったことで土地の所有者とかから許可をいただけるという状況で道路をつくっておいて、将来的に自分でできなくなったり周りできなくなった場合に町でお願いしたときに町のほうの除雪車が入れるような、そういう制度にしていきたいと思ひますか、そういうことでありますので、今のところはそのPRが足りないということであれば、やはりもう少し私たちも積極的にPRをしなければいけないかというふうには思ひますが、現在除雪してる路線が28路線ございます。今後高齢化、町としては37%を超えてる高齢化でございます。私も健康長寿で、ぜひ長生きをしていってもらいたいというふうなこともありますので、そういった面で公助を必要とする部分が多くなるかもしれませんけども、そういった場合に対しても対応できるように生活道路の補助制度について、もう少し積極的にPRをしていきたいと思ひます。

**5番** 非常にこれ私もちよつと考えが及ばなかった答弁がありましたので、というのは今は若者もいて自分で除雪ができる方であっても、将来を見据えて町の小型除雪機が入られるような道路の整備というものもやることに対して補助が出るというふうなことが私も今初めてわかったんです。ということは、なおさら町民の方々がそこまで支援してくれてるのかと。今はもうできなくなったから9割の補助を受けて道路を直して除雪にすぐ来てもらう、こういうふうな流れなのかなというふうには思っておりましたが、将来を見据えたところまで支援してくれるということであれば、なおさらPRしていくべきじゃないのかなと感じましたので、ぜひとももっともっとPR

を進めていただきたいと思います。

次が最後の除雪対策事業であります。今回小型ロータリ増車、大型ロータリ更新ということで、これまで以上にきめ細やかな除雪が可能になるんじゃないかなと思いますが、そこで当然各工区ごとに業者さんごとに決まってるわけではありますが、やはりもっともって作業効率を高めていくためにはGPSの利用をしながら、この除雪車同士の助け合いというところが必要になるかなと思いますが、この辺について町の考え方をお聞きしたいと思います。

**町長** 新庄市等でGPSを活用した除雪ということで新聞等の報道にもありました。その最たるものとしては、今除雪車がどこにいて、どのぐらいうちのところに来るのかわかるということで不平不満の部分のいらいらの部分解消できるというふうなことでありました。その点については、確かにいいのかなというふうには思いますが、総合的な、例えば補完を、先ほど議員さんが言われた補完という意味でのこっちの工区が雪が多くてなかなか進まないで隣の工区からということもあるとは思いますが、やはりオペレーターの方々というのは雪降る前から、その路線についての障害物であったり等々の把握をしながら除雪をするということですので、なかなか初めて行った路線で除雪ができるかということであると、それはかなり難しいというふうなものが一つあるかと思えます。ただ、そういったものを連係するという意味で連続する工区の中で事前にそういう申し合わせをすることも一つはできるのかなというふうに思います。

ただ、そういった工区の補完しながらということの中でGPSだけでそれが可能かというのと、それはちょっと違うのかなというふうに思います。やはりそれぞれの工区の中でしっかりとした監督、それから担当の中で電話連絡等の今は町ではやっておりますけれども、そういった連係を強化することでそういったことも可能かというふうに思います。

GPSの先ほど申し上げました効果のために、ちょっとそれなりのお金を投じるのがいいのかどうかは、ちょっともう一度地域整備課のほうの関係とそれから業者さんの方々とも話をしながら、やはりGPSの作動状況といいますか稼働状況については、スマホ等の持つてる方に限定されてしか見られないということもあると思えますので、そういった場合に町民のサービスの状況が今時点で必要な整備なのかどうかも含めて検討させていただければと思います。

**5番** それでは、前に全体を1工区、2工区に分けて、そしてその下に各業者さんを置いてということで、その目的の中にはおくられているところに支援をするということがあって実施して、これが頓挫して、また元に戻したというふうな経過がありますが、1工区、2工区に分けて除雪車同士が協力して、もっとスピーディな除雪というふうなことで町でやった経過がありますが、それが頓挫した原因というようなところをちょっともう少し詳しくお聞きしたいと思います。

**町長** 1工区、今も、現在2工区で、その下にさらに工区を分けておりますので、現在もそのやり方でやっております。それが実施した経過というのは、議員さんがおっしゃられるところもあるんですが、請け負った業者さんに、例えば11工区あったとして担当者が1人で1対11を対応

しなければいけないというのが一番の課題でした。11工区の中で2つ除雪機械が故障してしまった、そうすると担当者があっち行ったりこっち行ったりというふうなところで、それではちょっと厳しいだろうということで、県の除雪の体制を参考にさせていただきながら、県の場合ですと舟形町が一つの工区になっておりまして、その中から分けてい。舟形町の降雪状況であったり除雪状況については、その代表する会社が県のほうの担当のほうと協議をするという制度でありました。そういった中での取り組みでございましたので、その補完をするというのは……（「5分前です」の声あり）二次的な効果というふうなことでありますので、一つはそういった1番目の大きな目標としましては、担当者が1対11とかそういうことにならないようにということでの対応でありましたので、その点についてはちょっとご理解をいただきたいなと思います。

**5番** 除雪につきましては、先ほど町長の答弁の中に各担当者でないとできないことがたくさんなるというふうな回答がありましたが、当然今除雪されている方もどんどん年々年をとっていつて、いずれリタイアする、せざるを得なくなるというふうな時期が来るわけであります。そういったことを考えていくと、やはり各工区ごとの機微情報というものをきちっとやっぱりっておくということも必要なんではないかなと。完璧にそのキビ情報をつくれとは言いませんけども、やはり次引き継ぎやすくするためにも、その道路道路の情報というものを今の担当者から細く聞いておくと。そしてそれを次の除雪する方にバトンタッチをしていくというふうな体制も構築する必要はあるかと思えます。そういったところで、ぜひともこの機微情報等について現在行っている方々から町のほうで十分聞き取りをして把握しておくというようなことが肝要ではないかなということを感じております。

最後になりますけども、回答の最後の中にもう一度、これまでの回答の中に何回も出てくるかと思いますが、除雪における自助・共助・公助の役割分担について、再度町長の思いをお聞きしたいと思います。

**町長** オペレーターさんのやはり機微というふうなところございましたけども、やはり障害物もそうなんです、投雪をするという場所の問題等もやはりかなり経験をされてる方があります。それを守らないといろいろな器物破損というふうなことになったりとか苦情の対象になるということでもありますので、全てをちょっと網羅するというのはかなり難しいかとは思いますが、ただ、議員さん言われるとおり高齢化なってることも事実でありますので、そういった引き継ぎがうまくできるように町のほうとしても指導をしていきたいと思えます。

最後に町の除雪体制に対する自助・共助・公助の考え方ですが、前もお話しましたが、やはり基本は自助、そして地域の共助というふうな部分があります。当然町の施設、それから道路等については、公助でしっかりやる部分があるんですが、やはり高齢化というふうな部分の中でいったときには、最終的に公助の部分が多くなるということはやむを得ないと思えますが、それまでにやはりしっかりと共助というふうな部分の中で先ほど議員さんもおっしゃら

れましたけども、そういった組織をふやししながら、またそういった組織のコーディネートをする人材も育てながら進めていきたい、いければというふうに思いますので、またご指導いただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

**議長** 以上をもって、5番奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

**6番** おはようございます。通告にしたがいまして、2点についてご質問させていただきます。

質問に先立ち、この場をおかりいたしましてさきの西日本豪雨災害、最上庄内豪雨災害により被災なされた方々、またお亡くなりになられた方々に対し、衷心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。

それでは質問をさせていただきます。

まず、初めに「想定外の災害にどう対応すべきか」と題してご質問いたします。

平成で最悪の豪雨災害となった西日本豪雨災害から1カ月が経過したやさきの先月、最上庄内地域を襲った記録的な豪雨は庄内各地に甚大な被害を及ぼす事態となってしまいました。幸い人的被害がなかったものの当時多くの住民が自宅や避難所で不安を時間を過ごしたものと推測いたします。今後も予想できない事態が次々に起こることが考えられるなか、完全な防災などあり得ないことは大方の共通の理解であります。その中で災害に向けて減災の可能性を高めること、そしてリスク管理という観点でいえばリスク要因を減らすことを具体的に考えることが重要であると思います。

町民の生命と財産を守る責任のある町長として、このたびの町内全域に及ぼした想定外の災害の教訓を今後の舟形町防災計画にどのように反映させ、対処し、安全安心のまちづくりに努めるお考えなのか、町長にお伺いをいたします。

次に「増加する認知症対策は万全か」と題してご質問いたします。

認知症高齢者の数が増加傾向にあるなか、65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は推計15%と2012年時点で約462万人にのぼることが厚生労働省研究所の調査で明らかになっております。認知症の前段階である軽度認知障害の高齢者も約400万人いると推計されており、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍となる計算であります。さらに、2025年の認知症患者は現状の約1.5倍となる700万人を超えるとの推計が厚生労働省から発表されました。これに軽度認知障害者を加えると約1,300万人となり、65歳以上の3人に1人が認知症患者とその予備軍といえます。

このような状況のなか、本町では国家戦略としての認知症施策推進総合戦略に基づき、認知症地域支援・ケア向上推進事業、また認知症集中支援推進事業に取り組んでおりますが、現状と取り組み状況についてお伺いをいたします。

**町長** それでは、6番議員斎藤好彦議員の「想定外の災害にどう対応すべきか」についてのご質問にお答えいたします。

町では平成26年3月、「安心して住める環境づくり」を基本理念とする舟形町防災計画を策定いたしました。この計画では、基本目標として「災害に強いまちづくり」「災害に強いひとづくり」「災害に強い体制づくり」の3つを掲げ、それぞれ目標を達成するための防災施策の大綱を定めているところです。

まず、1つ目の目標「災害に強いまちづくり」では、施策の大綱として風水害対策の推進や土砂災害対策の推進、地震災害対策の推進などについて定めております。

この中で、例えば風水害対策の推進については、全国各地で集中豪雨や台風による風水害が多発していることに鑑み、ハード・ソフト一体となった総合的な取り組みにより災害危険箇所での安全を的確に確保する必要があるとして、具体的には河川やため池等の改修、下水道や排水路等の治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化を図るほか、浸水区域等危険箇所の把握と解消に努めるとしております。

これらのうち、河川やため池等の改修、排水路の整備等ハード事業については、これまでも計画的に取り組んできたところであり、今後も引き続き適時・適切に進めてまいりたいと考えております。

また、ソフトの取り組みのうち、浸水区域等危険箇所の把握に関しては、平成27年3月に策定したハザードマップについて、今回の被害の実態を踏まえて検証を行い、必要な場合は見直しを図ってまいりたいと考えているところです。

2つ目の目標「災害に強いひとづくり」では、施策の大綱として自助能力・互助能力の向上のほか自主防災組織の育成支援、事業所・団体等の力の取り込み、水防体制の充実等が掲げられているところです。このような災害が発生した場合、公助による支援活動だけではマンパワーの面からも限界があることから、自助・共助の取り組みを推進していく必要があります。このため、町ではこれまでも総合防災訓練や消防訓練等を実施し、防災意識の普及啓発に取り組んできたところであり、今後とも引き続き町の広報紙等を活用しながら町民の防災意識の向上に取り組んでまいります。

また、現在、町内30町内会において自主防災組織を設置いただいているところです。一部の自主防災組織においては、独自に外部講師を招いて地震や風水害など災害対応の研修会を実施したり、あるいは事前に災害発生時においてひとり暮らしの高齢者等を誰が避難させるか担当を決めておくなど、より実践的に取り組みを行っている組織もあると伺っております。今後は、こうした先進的な取り組みを町内各組織に普及していくとともに、このような活動を町として支援してまいりたいと考えております。

最後に、3つ目の目標「災害に強い体制づくり」については、役割・機能分担の明確化、地域防災計画の充実、防災・救助体制の整備が示されております。

この中で、特に防災・救助体制の整備における役場庁舎等防災活動拠点施設については、こ

のたびの豪雨で役場の庁舎地下ピロティが浸水し、一時電源を喪失するという事態に至りました。この際は速やかに発電機を設置し、災害対応、さらには町民への行政サービスに支障がないよう対応いたしました。これを教訓に先般町議会議員の皆様と行った中央要望における要望書にも記載したとおり、防災拠点施設の整備、あわせて防災行政無線のデジタル化を早急に進めてまいりたいと考えております。

これ以外にも、例えば避難所の運営についても、町職員による避難者へのフォローが不十分だったとのご批判を一部で受けたところです。これについては、ご指摘を踏まえ、8月31日の大雨時には各避難所に複数の町職員を配置し、避難者の支援に当たるなど改善に努めたところであります。

議員ご指摘のとおり、このたびの豪雨災害はまさしく想定外の災害であったと認識しておりますが、これを教訓として改めて全庁的にこのたびの豪雨災害に対する町としての対応状況を総括し、反省すべき点や見直しが必要な点については、町防災計画に適切に反映し、改善策を講じてまいりたいと考えているところです。

次に「増加する認知症対策は万全か」についての質問にお答えいたします。

認知症は決して他人事ではなく、年をとれば誰にでも起こり得る身近な病気です。物忘れや認知機能の低下が起こり、日常生活に支障を来している状態のことを言い、症状や原因から①アルツハイマー型認知症、②レビー小体型認知症、③前頭側頭型認知症、④脳血管性認知症の4種類に分類されます。

本町では、平成30年4月1日時点での要介護（支援）認定者351人中306の方が認知症と診断されていて、介護度の認定を受けていない高齢者や若年性認知症の方を含めると相当数の方やその家族の方が認知症により不安を抱えていると思われま。

国は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられることができる社会の実現を目指して「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定いたしました。町では、新オレンジプランの目標達成のために県が示した「山形県認知症施策推進行動計画」に基づき各種施策を実施しています。

1つは、認知症初期集中支援推進事業です。認知症の中には正常圧水頭症などの治る認知症があり、また早期かつ適切な服薬により進行をおくらせることができます。そのために早期診断・早期対応のための専門チームとして認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに配置して、認知症サポート医の新庄明和病院医師とチーム員として必要な研修を受けた保健師3名で構成されています。家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家庭を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行っています。

2つ目として、認知症地域支援・ケア向上事業を実施しています。この事業では、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を目的に認知症ケアパスの配布や認知症カフェの開催、

認知症地域支援員の配置・養成などを行っています。

認知症ケアパスは認知症の症状や認知症ケアの流れを明記したガイドブックで、平成28年度に全戸配布しております。今後は町の状況や制度改正にあわせて随時見直しを行っていきます。

認知症カフェは認知症の人やその家族、地域の方、介護や福祉の専門家などが気軽に集い、情報交換や認知症の予防・改善を目指した活動などを行う場として、現在小規模多機能型居宅介護事業所ほなみで毎月11日に定期的で開催し、町では活動への参加と活動支援を行っています。

3つ目としましては、認知症の正しい知識の普及促進として認知症サポーター養成講座と認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの育成をあわせて行っています。これまで認知症サポーター養成講座を30回開催し、668人のサポーターを養成しています。また、キャラバン・メイトは29人いて、平成29年度にはキャラバン・メイト連絡会を組織して年3回情報交換と研修を行っております。

認知症対策には家族や地域の人の理解と早期かつ適切な対応が必要ですので、今後も国や県の施策を参考に必要な取り組みを実施してまいります。

**6番** 二、三再質問させていただきます。

まず、災害の件でございますが、先日の新聞で防災週間に合わせまして防災の特集の記事が載ってました。その中で町長もごらんになったかと思いますが、その中で「山形県は災害の少ない県と言われているが、本当にそうだろうか」とありました。その問いに対しまして、最上庄内豪雨は山形県においても大災害がいつ発生するかわからない現実を再認識させた災害であったと結んでおりました。まさにこのたびの災害が証明したと思っております。しかも、一月の間に2回もの大災害ということで、大変町のほうでも苦慮してると思います。

そこで、町として大変な試練の時といたしますか、資金的にもさまざま問題がありまして試練の時であると思えます。復旧に向けた町長の決意の一端といたしますか、そのあたりをまずお伺いします。

**町長** 議員さんおっしゃられるとおり、本当に厳しい災害が一月のうちに2回発生いたしました。特に8月5日・6日の豪雨につきましては、今まで河川の氾濫というふうなことで災害を予想、予測検討してまいったところでございますが、8月5日・6日に関しましては、山からの豪雨というような表現がいいのかというふうに思いますけども、本当に各山からの沢々全てから水が吹き出し、土砂が流れ出たというような状況でございました。この庁舎についても、昭和43年に建築されて、地下1階地上3階の建物でありました。その当時もそうであったろうし、昨年までもまさか地下1階に冠水するというようなことを想定できなかったというふうなことであります。やはり「想定外」という言葉は余り使いたくないんですが、予想を超える災害であったというふうに思います。

そういった中で多くの被災者がおられます。特に今回の災害については、農業用水路に山か



らの山腹排水が多く入ってきて、今まで床下浸水などとても考えられないような紫山地区、それから福寿野地区でも床下浸水がございました。そういった想定を超える災害に対しましても、さらに農地も360カ所を超える被害を受けております。そういったものについても、しっかりと町として取り組んでまいりますし、この後、その支援策についても全員協議会の中でお示しをしますけれども、全力を挙げて相当の覚悟をもって財政指導をしながら、財政支援をしながら、その被災された方々にしっかりと支援をしていくというふうな覚悟でございますので、議員の皆様についてもご協力等をよろしくお願いを申し上げます。

**6番** 一月に2回もの大災害に見舞われますと私の質問である想定外の災害にどう対応すべきかという質問をしてる場合じゃないかと思っております。今は今後の復旧作業にどう対応すべきかが優先であると思っております。

そこで、さきの臨時会でも申し上げましたが、各町内会ごとの被害状況の把握と、その被害、罹災されましたそれぞれの、例えば農地であれば農家の方々に対する復旧作業についての説明会を開催してほしいとさっきも申し上げましたが、早急にさせていただきたいと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

**町長** 先ほども申し上げましたが、支援策はきょう議会の方々にもお示しをしまして了解をいただいて予算措置がなされたら早急に行いたいと思います。主に農業施策の部分、県のほうでも小災害の支援ということがありました。そういったものについては、県と町で力を合わせてという部分の、例えば冠水した後の消毒等々の支援というものについては、実行組合長を通し、その制度を周知していきたいと思えますし、県のほうでもやっております小災害について、若干の制限がありますので、それを越える町としては支援をしていくということで考えております。そういったものについては、地域整備課のほうで議会のほうから承認をいただければ早急に各地域で相談窓口等、その周知窓口をお知らせしたいと考えております。

そのほか、農地、それから農業用施設、さらには道路、河川、その他の例えば宅地等の崩れたところ、宅地に向かうところの道路の崩れたというようなことについても、これもやはり住むというふうな、舟形町に住んでいただけるということの中では重要な復旧というふうなことなんです、いずれにしても県、国のほうの支援策ございません。その点についても今回町で新たな事業、要綱をつくりましてそういった支援もしていきたいと思えますので、全員協議会の中で、ぜひご協議いただければと思えます。以上です。

**6番** 今町長の答弁ございましたが、町民の方の声で町で負担する部分と土地改良区とする部分、と個人で負担しなければいけない部分、さまざまあるんでどうすればいいんだろうと、その中でも、町民の中でも情報が錯綜しておりまして、これは土地改良区とするんだからいいんだよとか、そういう情報が錯綜しております。それを整理する上でも早急に、早急にといいましても、31日の災害でまた追い打ちをかけたようで、まだ整理がつかないというのはわかりますけれども、でき

るだけ早い時期を見て各町内会、地区ごとへのそういう説明をしていただきたいと思います。

質問を変えます。災害対策基本法の60条で、町長もご存じかと思いますが、町長の権限として避難勧告及び警戒区域の設定の権限がございます。今回町としてその意思決定をするそういう避難勧告など意思決定をする拠点といえますか、先ほど町長の挨拶にもございましたが、役場庁舎も被災してしまいました。想定外という、町長も使いたくない言葉だということでございますが、想定外とはいえ、これは町の失態ではないかなと。町民の方もそう思っております。初期の対策がとれなかったのか、職員の緊急態勢の態勢連絡は万全であったのか、そのあたり、もう一度町長からお伺いします。

**町長** 最初のほうの災害に対する支援でございますが、中央省庁のほうに要望に行って、今のところ国土交通省のほうの激甚災害の指定になりそうだというお話をいただきました。さらには農林水産省のほうについてもまだ確定ではないんですが、舟形町については該当になるだろうというふうなお話もいただいております。また、総務省については、この庁舎が被災したことについての支援というふうなことで災害復旧債というふうなものの中で先ほど申しあげました受電設備とかそういったもろもろの復旧に対して起債を充てることを了承していただきましたし、それで6割から8割の交付税算入というふうなことでありますので、財政的にも大変助かるかなというふうに思っているところです。

また、先ほど2番目の質問として避難勧告等々の話でございます。避難勧告につきましては、出したのが3時40分です。実は気象台の台長と私のところにホットラインがございまして、気象台の台長のほうから23時39分に電話をいただきまして、これから豪雨があるので早目の避難対策をとっていただきたいというふうなことでございました。その対応をとというふうなことで考えたんですが、23時39分にいただいて避難勧告をしたときにお年寄りの方々、特に8月5日・6日については道路が川のように流れているような状況の中で避難勧告を出していいものかというふうなこともありまして、もう少し足元が明るくなるようなところというふうなことで遅い時間の避難勧告というふうなことになりました。災害対策本部については、23時です。その前から職員については集合しておりまして、対策本部は大雨警報、土砂災害警報が出た段階で対策本部に切りかえております。

したがって、初動態勢がおくれたというふうなことではなくて、先ほども申しあげましたとおり一部地域に避難を有するような方がいらっしゃったので、全町には出さなかったんですが、部分的に避難所に誘導しておりました。そういった態勢をしながら、さらにはいろいろな情報が入ってきましたので、その確認、パトロール等をしてきてる中で役場庁舎のほうに水が入ってきたのが2時40分ごろであります。パトロールを終えて地下の駐車場に戻ろうとしたところが浸水が始まっているというふうなことで、2台を上駐車場に上げたところで戻ったところが、もう膝まで浸水していて車のドアが開かなかったというのが現状でございます。

したがいまして、その初動態勢については確かに初動態勢といいますか役場が冠水し、受電設備が使えなくなったということについては、ご指摘のとおり失態であると認識しておりますが、初動態勢等々については、さほど支障がないというふうに思っておりますし、それなりの対応をしていたというふうには思っております。

ただ、やはりこの状況というものを想定できなかったというのは、やはり町として遺憾だというふうに思っておりますし、今後こういったことがないように検討していかなければいけないというふうに思っているところです。以上です。

**6番** 今時間的なものが出てきたので、ちょっとそこをお伺いしますが、前にもらった被害状況の時系列の時間的な流れを見ますと、今町長がおっしゃった3時40分に勧告、避難勧告出してますけども、その前に町内を巡回したと、帰ってきたら水が上がっていたということですが、前日の7時30分に管理職を招集してございますよね。その時点ではまだ浸水してなかったと思いますけども、管理職全員で町内回ったんですか。ここに残った職員もいたんじゃないですか。7時半から3時までの間、その期間というのは何をしておったのか、そこでピロティに水が入ってきたのを全然感知できなかったのか、察知できなかったのか、そこを対応できなかったのか、そのあたりを言いたいんです。ですから、管理職を招集した7時30分からその後の対応、0時でも中央公民館で避難所開設してございますので、その後各避難所開設してございます。開設してしまえば、あとこっちの、向こうのほうに搬送される方もいらっしゃるかと思いますが、手助けをする職員がいるかもしれませんが、ここで待機、ただ待機しておったのか、そのあたり対応できなかったのか、そのあたりを言ってるんで、そのあたりもう一度時間的な、時系列的に説明できればお願いします。

**町長** 管理職を招集したのが7時半でございます。これについて、招集していろいろパトロールをしてまいりました。9時に気象台のほうに、その時点では雨も少なくというふうな状況でありましたので、気象台のほうに確認をしたところ、気象台のほうでは6日未明に土砂災害警報と大雨警報を解除の方向だというふうな情報を得まして、それで一旦10時に危機管理室を残して管理職を帰しております。ところが、帰してから気象台の予報とは裏腹に集中的な豪雨がありました。それでもう一度招集をしたというふうなことです。その段階で避難所開設というふうなことと一部の方々を避難所に誘導しておったというふうなことであります。

本部、対策本部の中には危機管理室の職員が2名と私が残っておりまして、電話対応、それから県とか警察とかの対応に当たっております。それ以外の方々に、管理職については、公民館であったりそれから環境改善センター、生涯学習センターの避難所の管理者というふうになっておりますので、そちらのほうにいらっやっています。

そういったところで全員が対策本部にいたということではなくて、さらにいろいろ副町長初め町の公共施設等についてパトロールをして、戻ってきたところがそういう状況だったというふ

うなことでありますので、時間的な系列でいて何もしてないというふうに思われるかもしれませんが、予想できなかったというのが一番私どものところでございますが、やはり町としてもそこに水が入ってくるというふうなこと、またよその施設、さらに道路等を見回っているというふうなことがありましたので、申しわけございませんけれども、やっぱり自分のところを、足元は余り見てなかったというのが現実かというふうに思います。

**6番** 今町長もおっしゃったように自然災害といいますか、予想できなかった、大変に自然災害というのは、防災というのは大変難しい問題であるかと思いますが、先ほど申し上げましたが、完全な防災ってあり得ない、私もそう思っております。思ってる上で質問してるわけですが、やっぱり拠点となるものが水没してしまったということが一番重要なことではないかなと思っておるところでございます。

さきの一般質問でも提案申し上げましたが、災害時の司令塔としての防災拠点施設、その設置が必要ではないかなと、しっかりしたものが必要でないかなと思ってるところでございます。答弁書では、その施設について早急に進めるということでございますが、具体的に今後どのように進めていくのか、そのあたりご質問したいと思います。

**町長** その点については、総務省のほうに要望行った際にまずは防災拠点となる庁舎がこういう状態なのでまず災害復旧というふうな部分で災害復旧債をお願いしたいというのと、あわせて同じところに同じものを設置すると、また被災をする可能性がございますのでということで新たな防災拠点となる施設が必要になりますというふうなことで、その点についても総務省のほうからはご理解をいただいたところです。

したがいまして、今補正予算の中に来年度建築すべく基本設計の分の委託料を計上させていただいておりまして、来年度防災の拠点となる施設、駐車場を含めてのことですけれども、防災無線の移設、デジタル化も含めながら来年度に何とか完成をさせたいというふうに考えてるところでございます。

**6番** 大蔵村の肘折小中学校、今解体してるのは町長もご存じかと思います。あの跡地に体育館を残して避難所として……（「5分前です」の声あり）その跡地に2階建ての防災センターを建てる計画だそうです。大蔵村ではどんどん進んでおりまして、廃校になった3校についてもそういう防災機能を設置したセンターを建設してございます。これらを参考にして今町長が答弁なされたような防災拠点となるものを整備していただければと。

あわせまして、答弁書にございます防災無線のデジタル化、そのあたりもあわせて検討していただければと思うところでございます。

ちょっと時間がなくなってまいりましたが、もう一点だけ、災害対策基本法で町長が避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならないとございます。今回こういう災害が起きました、名簿は作成してございますか。

**町長** 作成してあります。

**6番** その名簿については、民生児童委員等の方々に周知をしてございますか。

**町長** その点については、民生児童委員、それから町内会長さんとの会議の中でもいろいろと話題になってるところであります。

したがいまして、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、自主防災組織の中でそういった方々について避難を、誰が誘導して避難をさせるかというふうなことが、もう実際的に取り組んでる自主防災組織のところもありますし、まだいまだかつてちょっとまだ個人情報の観点からなかなかうまくいってないところもございまして。そういったところについての枠組みをちょっと取り壊しながら自主防でやはりしっかりと避難を誘導できるようなというふうなことで考えておりますが、全て今の段階で知れ渡ってるというふうなことではないと思いますが、いずれにしてもこういう災害があったときに一番大事なのは人命でございまして、それを優先的に避難できるように自主防の基本組織である町内会、そして民生児童委員と連携をしながらやっていきたいというふうに思います。

**6番** 災害復旧に全力を挙げるという約束をしていただきましたので、次の質問に、時間もないですけども移りたいと思います。

認知症対策の件でございまして、二、三お伺いします。

まず、1点目でございますが、認知症初期集中支援事業の件でございまして、支援チームにより対応しているというご答弁、答弁書でございます。チームとして要請先に実際に対応したケースというのは今まで何件ございましたか。

**町長** 件数については、ちょっと私のほうでわかりませんので、健康福祉課長、わかりますか。じゃ、健康福祉課長に答弁させます。

**健康福祉課長** 認知症対策の初期集中支援チームとして明和病院の先生とともに行動したケースはゼロ件でございます。ただ、保健師3名がいますので、相談に応じて家庭訪問等により対応しているケースは何件かございます。以上です。

**6番** 今ゼロというのは要請先から要請がないといえますか、そういうことでゼロなんですか。これだけ認知症の患者の方がふえてる、町でも認識してる中でゼロというのは、どういうことでゼロなんですか。

**町長** その点については、健康福祉課長より答弁をさせていただきます。

**健康福祉課長** このケースは本人の要望がなければ明和病院のほうにつなぐことができませんので、現状では初期の段階の認知症の方で要望出してる方がいないというふうにご理解ください。以上です。

**6番** それだけ要望するまでもないということであれば大変結構なことだと思いますが、いずれにしても時間がないので質問できませんが、最後にしますが、答弁書にもありますと

おり認知症対策には家族や地域の理解が必要であるということでございますので、町としても今後とも認知症の容態に応じた的確ないいますか、適時・適切なお指導をお願い申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。以上です。

**議長** 以上をもって、6番齋藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

---

午後 1時01分 再開

**議長** それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

**3番** それでは、通告書に従いまして「サービスつき高齢者向け住宅の検討は」と題しまして質問いたします。

平成27年10月策定した舟形町総合戦略は平成31年を計画目標年としております。この中でサービスつき高齢者向け住宅（サ高住）等を中心とした生涯のまち構想の事業化への検討について言及しております。町人口ビジョンでは2015年には65歳以上の人口比率は36%であるが、12年後の2023年では45%と急激に上がることが予想されています。今年度の町主要事業概要に地域包括ケアシステムの構築が明記されています。住みなれた地域で安心して生活をできるよう地域におけるネットワークを構築するというものです。介護認定はないものの日常の買い物、冬期間の除雪など自立した生活に不安を感じている方もおられると思います。早期に舟形版CCRCを検討すべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

また、サ高住については、ゆいの家の需要状況を参考に検討したいとこれまで答弁しておられますが、どのような検討をなされたのかお伺いいたします。

**町長** それでは、3番石山和春議員の「サービスつき高齢者向け住宅の検討は」についての質問にお答えします。

サービスつき高齢者向け住宅（別称：サ高住）は、主に民間の事業者が運営するバリアフリー対応の賃貸住宅で、自立の方から軽度の要介護程度の高齢者を受け入れます。高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることを実現する地域包括ケアシステム拡充の施策として2011年に創設され、一般型と介護型の2種類があり、最近では重度の高齢者の方を受け入れ可能な施設もふえていて、サービスつき高齢者向け住宅の利用の幅が広がっています。

また、第7期介護保険事業計画策定を目的に平成28年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「比較的介護度の低い方が入居できるサービスつき高齢者向け住宅が全国的にふえていますが、当町に必要だと思いますか」という設問に対し、回答者1,643人中「早急に必

要」と回答した方が233人、率にしまして14.2%、「いずれ必要と思う」と回答した方が1,034人、率にしまして62.9%いて、関心の高さをうかがい知ることができます。

平成27年度の介護保険法改正で特別養護老人ホームへの入所は原則介護度3以上となったことから、介護度2以下で在宅生活が困難な高齢者の方は老人保健施設や有料老人ホームに居場所を求めざるを得ない状況にあります。

本町にはサービスつき高齢者向け住宅と類似する高齢者生活福祉センター事業のゆいの家がありますが、利用がほぼ冬期間に集中していて満床状態であることから、サービスつき高齢者向け住宅の整備は地域包括ケアシステムを考える上でも重要な施策と捉え、本町で介護施設サービスを展開している社会福祉法人舟和会や医療法人徳洲会と事業実施に向けた意見交換から始めていきたいと思えます。

また、議員ご指摘の舟形版C C R Cにつきましては、平成28年に旧堀内交流センター跡地への特別養護老人ホーム建設が白紙となった経過を踏まえ、地方に移住したい高齢者を対象とした事業を優先する前に、今住んでいる高齢者の方々がこれからもずっと住み続けていただくための施策としてのサービスつき高齢者向け住宅の整備を考えております。現在、県内で整備しているところの研修視察をしており、今後さらに前に述べた関係機関との意見交換などをしながら具体的に検討してまいりたいと考えております。

**3番** サービスつき高齢者向け住宅につきましては、約2年前、平成28年12月定例会で5番議員が質問しております。当時の答弁では、U J I 探査の受け入れとしての環境整備をして総合戦略に搭載しているという答弁でございました。しかし、ただいまの答弁では今住んでいる高齢者の方が住み続けていただくために整備を考えているという答弁でございますけども、総合戦略を修正なさるといふうなことでよろしいのでしょうか。

**町長** そのとおりでございます。

**3番** 総合戦略も5年間という期限がついております。当然時代の流れとともに修正あるいは修正していい方向に向けていくというのが当然のことだといふうに思います。平成28年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「早急に必要」「いずれ必要」と合わせますと77.1%の方が必要といふうに感じておられます。社会福祉法人や医療法人と意見交換から始めたいということですが、調査からもう1年半も経過しているわけです。1年半たった今でもまだ意見交換もやってないと、こういうふうなことでしょうか。

**町長** サービスつき高齢者向け住宅については、大石田駅前にありますサ高住を見学をした経緯がございます。その事業主であります社長さんとも話をさせていただきながら舟形町への参入といふうなこともお話をしてまいりました。そういったところでありますけども、今のところ舟和会、それから徳洲会のほうの方々との話し合いは、いまだもっておりませんが、やはり先ほど申し上げましたとおり、ゆいの家の状況とそれから今後お年寄りになられていく方の問題等

もございますので、さらに賃貸住宅ですので家賃の発生もあります。そういったところのサービス内容等々を少し詰めなければ、すぐというふうなことにはならないと思いますし、あくまでやっぱり事業主体は町ではございませんので、そういったところを協議しながら進めていかざるを得ないのかなというふうに思います。

**3番** 去る7月の19日、文教民生常任委員会のほうで、このサ高住というものを視察研修してまいりました。福島県の会津若松市のほうに行って視察をしてきたわけですが、1件のほうがアルコート南、この施設は医療法人が運営している施設でございます。それから、もう一件のほうがセレッソよねだい、これ民間の企業が運営している会社です。双方ともたまたま町長の答弁にもありましたけれども、やはり家賃がかかるというふうなことでございます。両施設とも非常に立派な施設で、これだったらすごいなというふうに感じてきたわけですが、何せ家賃が12万ぐらいと。月の家賃が12万ぐらいと。この12万という金額が安いのか高いのか、それは私にはわかりませんが、こういう金額でございました。

それで今アンケートをとったけれども、そのアンケートの結果、関心の高さをうかがい知れるというふうな答弁でございます。非常に他人事のように聞こえるわけですが、意見交換をしたから、関係機関と意見交換をしたからといっても、そういう事業というのはぼんぼんぼんと前に進むわけでも、一気に進むというふうなことでもないと思います。そういう観点から、やはりもう早急に意見交換をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**町長** そのように努力したいと思います。

**3番** 町には、先ほどの答弁で町にはサ高住と類似する、あるいは2年前には共通するというふうな答弁もしておいたわけですが、ゆいの家があり、冬期間に集中して満床状態であるということですが、昨年の利用者数はどのぐらいいたんでしょうか。

**町長** 利用状況については、私把握ちょっとしていませんので、健康福祉課長のほうでわかるようでしたら答弁させます。

**健康福祉課長** ゆいを家の平成29年度の利用実績としましては、1,035名となっております。先ほど町長の答弁にもありましたように、利用が冬期間、いわゆる11月から3月までに集中してございます。以上です。

**3番** 利用実績がやはり11月から3月、遅くとも5月の連休までというふうに集中しておるわけですが、6月から10月までは、そう利用実績がないと。6月から10月までの利用実績ってどのぐらいあるんですか。

**町長** その点についても、健康福祉課長のほうから答弁させていただきます。

**健康福祉課長** 石山議員おっしゃられるとおり4月と5月まででございます。それで6月がゼロ人です。そして7月が25名、8月・9月・10月はゼロとなっております。以上です。

**3番** 7月、25名利用なさってると。間違いはないですか。25名ですか。



**町長** その点についても、健康福祉課長より答弁させます。

**健康福祉課長** 申しわけありません。延べ利用日数です。25日です。

**3番** ゆいの家を利用できる期間ですね、例えば一回入ってしまえば1年利用できるとか、2年利用できるとか、その期間というのはどのぐらいの期間になりますか。

**町長** その点についても、健康福祉課長より答弁させます。

**健康福祉課長** 舟形町高齢者生活福祉センター実施要綱ございまして、原則6カ月となっております。以上です。

**3番** 私はサ高住とゆいの家は類似してると、あるいは共通してるといいますけれども、全く別ものじゃないのかなというふうに感じているところです。ゆいの家には実施要綱があって、そして前もって入居する方というのは登録をしなければなりません。その登録基準としては、やはり原則として60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって高齢等のため独立して生活することに不安のある者というふうなことが登録条件になっております。

そうすると、サ高住の場合はこういう条件というのではないわけですね。この中で、登録条件の中で登録基準というものがございまして。利用申し込みの時点で本町に住所を有し、既に相当の期間本町で生活した実績があることというふうな登録基準があるんですけども、これ相当期間というのはどのぐらいの期間になるのでしょうか。

**健康福祉課長** 高齢者生活福祉センターを建設するときに、高齢者生活福祉センターの入所、利用のための転入というふうなことを防止する意味において相当期間を設けております。それはおおむね10年間、10年間舟形町の町民として生活した実績のある方が、このゆいの家を利用できるというふうに、この要綱を作成いたしました。

**3番** 相当期間というのはおおむね10年と、こういうふうになっているわけです。そうすると、例えばU・J・Iターン者じゃなくても、例えば近隣の市町村から舟形町に移住をして、ゆいの家に入りたいというふうな方が仮にいますとすれば、10年間生活した実績がないとゆいの家には登録できないと、こういうふうなことになるんですか。

**健康福祉課長** 実施要綱でございまして、原則10年という規定をもっております。ただ、福祉においては例外というふうなこともございまして、個々の状況を判断して臨機応変に対応することも可能かと思えます。以上です。

**3番** せっかく町のほうにある立派な施設でございまして。このような実施要綱ですか、もう少し緩和をするというふうなことはできるのかできないのかお伺いいたします。

**健康福祉課長** 他町村の状況も踏まえながら、上司と相談して今後検討していきたいと思えます。

**3番** 本当にゆいの家を利用の方というのは今多くいるわけです。そういうふうな中でもお話を聞いてみますと、非常に使い勝手が悪いんじゃないかという声も聞いております。その使い勝手

が悪いというのは、やはりそういういろんな要綱があって、なかなか入りたいたいときに入れないうということも伺っております。先ほど健康福祉課長より答弁ありましたが、夏場、冬場は多いけれども夏場は少ない、入る方が少ないという答弁でございました。年中通してそうやって入る方を多くすれば、非常にゆいの家も有効活用できるんだらうというふうに考えるわけです。そういう面で、ぜひともこの要綱を緩和していただきたいと思っておりますけれども、もう一度答弁お願いいたします。

**町長** 生活支援ハウス・ゆいの家につきましては、それなりの役割を持ってというふうなことだと思いますし、議員さんおっしゃられるサ高住の必要性というのは、また別にあるというふうなことだと思います。

先ほどもありましたとおり、サ高住については、特老への入居条件が介護度3になったというふうなことで、そういったところの問題もあってサ高住の必要性が出てきてるわけですので、生活支援ハウスとしての役割は役割として今後も検討していきますけれども、やはりサ高住を否定するわけでもございませんし、町としては必要だと。ただし、町で運営するわけではございませんので、議員さんからも舟和会のほうにも働きかけていただくとか、そういったことをしていただければ早くサ高住ができるのではないかと思いますので、そういった役割分担を踏まえて今後ともしっかりやっていきたいというふうに思います。

**3番** 最初申し上げましたけれども、約2年前にも、このサ高住については質問が出ておるわけです。そういう中で、U・J・Iターンから方針転換をしたんだという先ほどの答弁でございませう。そして、またアンケート調査においても、28年度にアンケート調査をしているわけです。そういう中で、それから1年半、そういうふうな話し合いもなされていないということは、私としては、もう1年半黙ってそのままにしておいたのかというふうに思えるんですけれども、その辺急ぐ考えというのはございませうか。

**町長** 一般質問にあった回答として、さらにはアンケート結果の中から1年半投げかけていたのかというふうなことでありますれば、そういうふうな形になると言わざるを得ませんけれども、ただ全く何もしてないということではなくて、先ほど言ったとおりサ高住に入るためにはそれなりの費用もかかります。そうした場合に事業主体である、事業主体が幾らぐらいのものをつくったらいいかというふうな、そこら辺のニーズを捉えながら検討するものだというふうに思います。

そういった中で、町として単独的にどんどんというふうなことにはなかなかやっぱりならないのらうと思っております。今ご指摘のことがありましたので、さらにお話をさせていただきたいと思っております。そのほか、舟和会さんと徳洲苑さんのほうだけでなくいろんな民間業者さんもいらっしゃるでしょうから、そういったところを町のほうに紹介していただければ推進の方向で検討させていただきますので、いろいろとご指導をいただければと思います。

**議長** 質問の途中ですが、1時35分まで休憩をいたします。

午後1時25分 休憩

---

午後1時34分 再開

**議長** 会議を再開いたします。

**3番** 今、町のほうでも県内で整備している施設を研修しているというふうなことでございますので、ぜひよく視察をしていただいて、この件についても考えていただきたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

**議長** 以上をもって、3番石山和春議員の一般質問を終結いたします。

**1番** それでは、私からは2点の質問をさせていただきます。第1点目、交通事故防止の取り組みを早急に、そして第2点目が土砂災害発生の防止対策を的確にという2点について、質問をさせていただきます。

初めに、交通事故防止の取り組みを早急にということで、平成30年1月1日から8月14日現在まで舟形町内の事故発生状況は14件でございます。最上郡内ではワースト1位で昨年より3件の増加となっております。平成28年8月、亀割バイパスから上長沢におりる交差点で死亡事故が発生しました。事故防止対策として、以前から地域住民からの要望であった右折レーンが設置され、事故の危険減少になり、安心して通行できると住民の皆様からの声を聞いております。

そのほか危険と思われる箇所は多数ありますが、この事故現場から瀬見方面1.5キロメートル先、県道56号線との丁字路交差点もその一つで、事故が多数発生していると町民から情報があり警察に確認したところ、事故多発箇所の一つに捉えているようでございました。

野内町から47号に進行するとオーバーハング式「止まれ」標識と左路肩に2段の「止まれ」標識が設置されていますが、夜間になると見えにくく、降雨時、霧やもやが発生したときなど見落とす場合があります。また交差点手前が曲線で上り勾配になっているため、右折・左折ラインが確認しづらいのも原因の一つと考えます。県外や初めて通行するドライバーにとっては、わかりにくく迷う交差点になっているように思われます。標識の一部を夜間自光式にするとかラインを見やすくするなどの対策が必要と考える。

ほかの路線でも事故が発生した箇所の検証、路面の状況、横断歩道、停止線などラインの状況等を確認し、安全安心のまちづくりのためにも不安箇所については早急な対策を講じていかなければならないと思うが、町長の考えを伺います。

次に、土砂災害発生の防止対策を的確に。

西日本の広範囲を襲った豪雨では200人を超す方々が犠牲になられ、心からご冥福をお祈りいたしますとともに被災された多くの皆様にお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧

・復興を願うところであります。

さて、8月5日から6日にかけての豪雨では、県内6地点で24時間雨量が観測史上最大を更新し、特に最上地方が大きな被害を受けました。当町でも河川の増水により家屋等の浸水、河川決壊、農地の流出、土砂崩れ、その他甚大な被害が発生しましたが、人的被害がなかったことに安堵しています。

今回の災害後に土砂流失、土砂崩れ現場の何カ所か確認しました。人家の上流側に設置されている砂防堰堤や沢からの土砂流失した上流について、倒木により流水がせきとめられ、また災害が発生するおそれがあるように思われる箇所がありました。県、町の担当課など調査を実施し確認していると思うが、土砂災害発生を未然に防止する対策を講じないで発生した場合に人災と指摘される可能性があるように思われるが、今後行政としてどのような対策、対処を考えていくのか町長に伺います。

**町長** それでは、1番伊藤欽一議員の「交通事故防止の取り組みを早急に」についてのご質問にお答えいたします。

平成30年の郡内市町村の事故発生状況ですが、8月14日現在で新庄市84件、舟形町14件、最上町・戸沢村12件、真室川町10件、金山町8件、鮭川村3件、大蔵村1件となっております。

当町の事故状況は、道路種別では、高規格道路2件、国道2件、県道8件、町道1件、農道1件の14件となります。事故原因別では、追突事故3件、正面衝突3件、出会い頭3件、自損事故4件、歩行者関連1件となります。事故の発生時期をみますと、1月から3月までの降雪期に9件発生しております。ことしは過去最大の豪雪であったため多く発生したものと分析しております。

議員さんがご指摘する県道56号線と国道47号の交差点については、平成29年1月以降人身事故はありませんが、舟形町駐在所・森所長さんによれば事故の多発箇所ということですので、新庄警察署並びに公安委員会へ標識の改善を要望してまいりたいと思います。

また、ほかの路線につきましても、ことし事故が発生した箇所について、担当に現場を確認させるなど検討を進めているところであり、その結果を踏まえて必要な対策を講じるよう関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

交通事故防止については、今年度新設した高齢者先進安全自動車購入費補助金により高齢者の方でもより安全に運転していただきたいと思います。運転者自身の安全運転の5原則「安全速度を必ず守る」「カーブの手前でスピードを落とす」「交差点では必ず安全を確認する」「一時停止で横断歩行者の安全を守る」「飲酒運転は絶対にしない」の遵守が最も重要と思います。これからは最上地区交通安全協会舟形支部、舟形町交通安全母の会、かもしかクラブ等の活動、例えばドライブマナー、立哨指導、高齢者交通安全教室等による啓蒙活動を積極的に展開し、町民が事故を起こさない、事故に遭わないよう交通安全を推進していきます。

次に、「土砂災害発生の防止対策を的確に」についてのご質問にお答えします。

8月5日から6日にかけての豪雨では、本町においても総雨量が290ミリとなり、町内全域で斜面の土砂崩落や道路ののり面崩壊や路肩決壊、河川・水路等が氾濫し、農地や家屋等に甚大な被害が発生しております。議員のおっしゃるとおり、人的被害がなかったことに安堵しております。

しかしながら、道路、河川、農地・農業用施設、林道、宅地等の被災額は膨大となっており、今後災害復旧に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の「人家の上流側に設置されている堰堤や土砂流失と倒木により流水がせきとめられ災害が発生するおそれがあるように思われる堰堤については、県・町で調査確認をしているか」であります。本町に整備されている堰堤は砂防堰堤と治山堰堤があり、それぞれ県が管理している施設であります。県の報告によると、舟形町管内で砂防堰堤は30基、治山堰堤は20基あり、それぞれ定期的に巡回し、堰堤の状況確認を行っているという報告を受けております。また、町民の方からの情報提供で山腹からの土砂流失や倒木により満砂状態になっている堰堤があると報告を受け、担当課が現地確認し、県に報告した箇所もあります。

砂防堰堤の主な目的は、堤体の上流側の砂礫を堆積させ、それにより河川勾配を緩やかにさせ、その河川浸食力を小さくすることにあります。堰堤内に土砂がたまり、満砂状態になった場合でも土石流発生時は河床勾配が緩やかになるため、10%から50%程度の土砂をためることが可能とされておりますが、やはり貯砂機能を復活させるにはしゅんせつや流木等を撤去することが必要と考えております。

土砂災害は正確に予測することが困難な災害であります。人家の上流側に設置されている堰堤や土砂流失や倒木により流水がせきとめられて危険な状況にある堰堤については、町と県が緊密な連携のもと、治山砂防施設の管理状況を共有し、一方で町民の防災意識の啓発を図り、土砂災害による被害を最小限に食い止めることが重要であると考えております。引き続き満砂状態や流木等で流水がせきとめられて危険な状況にある堰堤については、早急な対策を講ずるよう県に要望してまいります。

**1番** まず、交通事故防止の取り組みを早急にとということについての再質問でございます。

ここで8月14日現在で件数が記載されてございます。県の警察本部で出している交通事故状況マップ等々9月3日現在で新庄で9件、舟形町で1件、金山町でプラス1件というふうな状況になってございます。舟形町の事故状況に関して、重傷事故箇所が5件ほど、県の警察本部で出しているマップでは重傷事故が5件というふうな内容になっているようでございます。

第1点、ちょっとお聞きしたいのが、ここに追突事故、正面衝突、出会い頭、自損事故つてあります。歩行者関連1件つてありますけれども、歩行者関連1件について、ちょっと状況わかればご説明願いたいと思います。

**町長** その件につきましては、詳細をちょっと私のほうで把握しておりませんので、危機管理室長の伊藤より答弁させます。

**危機管理室長** これにつきましては、幅地内で起きた自動車と歩行者の件になります。詳しくは教育委員会のほうでも把握してるかと思えます。

**1番** たまたま私もここに立ち会いまして、あえて今質問させていただいたんですけども、町の対応が非常に遅いというふうに思います。というのは、5月だと思えます。事故起きたのが。その後、あそこ何度も通りましたけれども横断歩道消えてます。恐らく幅の町内会のほうからもそういうふうなことで横断歩道が消えてるとというような話は来ているかとは思えます。やはりそういう事故があった場合に早急に対策をしておかなければならないのではないのかなというふうに思いますので、こういった質問した後に対処するというようなことでなくて、やっぱりそういう事故起きたときには早急に検証し、対処していく。でないと町民の安全安心は守れないのかなというふうに思います。たまたまあそこは町外の方の車だったようですけども、やはりそういう対応の遅さというのが非常に目立つなというふうに思ったところがございます。そこに関しては今後早急に横断歩道とか、まあ県道ですので町が対処するのか県が対処するのか、ちょっとそれはわかりませんが、警察が関与するのか、いずれにしても早急にそういったところに関しては対処していく、そういう方向を町民の皆様を示していくのが行政の一つの仕事かなというふうに思います。今後こういうことに関しては、早急に対処していただきたいということで、平成29年1月に私、ここで質問しております。56号線と47号の交差点、人身事故ありませんがというふうにございます。これに関しても29年1月以降の人身事故、その以前にも何回かここで事故が発生してると思えます。これに関しての事故の検証は行っていると思うんですけども、それについての対策は何かやられたかお伺いしたいと思えます。

**町長** まず、人身事故の件でございますけども、教育委員会のほうでは事故に遭われたお子さんには大変気の毒なんですけども、やはり子供の飛び出しというふうなことが原因でありましたので、教育委員会では小学校を通じ、その歩行、それから横断する際の注意をしっかりとさせていただいたと思えます。

あと、やはり対応が遅いということでもありますけども、やはり県道であるがために今議員がおっしゃられてる町で何かというふうなことでいくと要望することしかできませんので、その点については、すぐに何か町のほうでできるということではないと思っております。

また、あわせて県道56号線と国道47号の交差点についても、事故の検証というものについては、町の事務分掌といいますか、管轄外というふうに思います。その際にもこういう事故があるので、多発するので何とか専門的な知識を持つ公安委員会とか警察であったり、それから国道の管理者になるのか県の管理者になるのかわかりませんが、そちらのほうで事故原因を検証して、その対策を講じていただくようにするしかないというふうに思いますので、町としては、そ

の検証はしていないというのが現状でございます。

**1番** 先ほどの人身事故、子供さんの事故に関しては、あえて私もいたんで、そこら辺は余り深くは追求するつもりもございませんし、ただ今町長答弁ありましたけれども、町が関係ないとは言いませんけれども、やっぱり県道、やっぱり警察、そこら辺で検証等やってる、それは確かにそうだと思います。

ただ、やっぱり舟形町の管内で起きてる事故ですので、ある程度要望というか、そういうふうなことを強めにもっとやっていかないと優先順位、必ず県とかというのは優先順位があるんでとか、そういうふうな話になってくるんで、特に人身事故起きたようなところに関しては県がどうの町がどうの警察がどうのじゃなくて、やっぱり強く要望して早急にやってもらう、そういう姿勢が私は必要と考えております。

今後、やっぱり事故というのはいつ起きるかわからないんで、そういった要望のためにもぜひとも危険箇所、早目に把握して対処を早くしていくことによって舟形町の交通事故も減らせるのではないかなというふうに思います。そんなことで、町としてもそういった対処、今後やっていただきたいというふうに思います。

あと、ことし7月ころですか、町のほうで町道にラインを引いていただきました。非常に消えかかっていたラインで、見えて大変助かるというような町民の意見がありました。上長沢方面を主体にラインを引いていただいたのかなというふうに思いますけれども、どこら辺までそのラインが引かれているのかお聞きしたいと思います。

**町長** その件については、私は詳細にちょっと把握しておりませんので、地域整備課長の伊藤より答弁させます。

**地域整備課長** ただいまのご質問でございますが、議員今おっしゃるとおり上長沢地区を中心に外側線、白線等を引かせていただいております。今後ですね、予算の範囲内で順次本町地区であったり堀内地区の方面も含めまして計画してまいりたいと思います。以上でございます。

**1番** 一昨年も町道にラインを引いていただきました。そのときも町民の方から非常にわかりやすくていいというような大変評判がありました。できれば雪が消えてなるべく早い時期にラインを引けるような、そういうふうな予算措置というか方向でやっていただいたほうが、7月、8月になって、もうすぐ何か月もせずに雪が降るんでなくて、雪が消えたらなるべく早い時点でそういったラインを引くような形でやっていただけたらいいのかなというふうに思っております。そこら辺について、予算措置等もあると思いますけれども、春先早目に引くというような、そういったことは可能かお聞きします。

**地域整備課長** 春先につきましては、外側線のみならず道路構造物がいろいろと壊れておりまして修繕等いろいろ工事発注がございます。しかしながら、今議員おっしゃるとおり雪解けとともに、特に交通安全上支障、支障って大切なものがございますので、早期発注に努めてまいりたい

と思います。以上でございます。

**1番** あと、交通安全施設に関してカーブミラーが大変いろんなところに設置されてございます。非常にカーブミラーも使い勝手がよくて、やはりうまく確認すると車の状況が的確に把握できるカーブミラーが大変多うございます。ただ、斜めになって見えないとか、あと今まであったのがいつの間にかなくなっているとか、そういったカーブミラーもございます。

その一つが猿羽根山の鳥居の反対、山崎宅のほうから出てくるときですね、猿羽根山のトンネルでライトをつけてくると車は見えます。しかし、ライトをつけてこない車、非常にわかりにくく、出るのにちょっと非常にあそこら辺危険だなというふうに思います。

ほかにもカーブミラーが設置していたんだけどなくなったというような箇所があるかと思いますが、やはりそういうところも早急に確認し、なるべく交通安全に対して特段の配慮できるように、今後パトロール等強化していただきたいというふうに思います。

続きまして、土砂災害に関する再質問をさせていただきます。

舟形町管内で砂防堰堤30基、治山20基、それぞれ定期的に巡回しているというようなことでございます。この定期的に巡回してるのは県のほうで巡回してるのかとは思いますが、どのような間隔で巡回確認してるのか、わかればお聞きします。

**地域整備課長** 砂防堰堤、治山堰堤の確認状況でございますが、いずれも県の担当となるところでございます。詳細なサイクルはちょっと今、今じゃないですね、手元にはございません。また、ちょっと詳細にわたっては県のほうからもお聞きはしてなかったところでございます。以上でございます。

**1番** それでは、この堰堤ありますけども、人家の上流、つまり土砂が来た場合に人家に被害を及ぼすようなそういう堰堤というのは、今ここに全部で50基ほどありますけども、人家の上流に設置されている堰堤というのは何基ぐらいありますか。

**地域整備課長** 人家の上流にある堰堤でございますが、砂防堰堤については、より人家に近いほうにあるのが砂防堰堤であります。さらにはその上流側、治山を目的にした堰堤が治山堰堤でございますので、ダブってるところもあるみたいです。そんな中で砂防堰堤の数であります。人家が下流側にある堰堤については11基、町内で11基あるということをお報告を受けております。以上でございます。

**1番** 私も、何基というか何件かちょっと確認をしてみました。その中でも町のほうに要望が上がってきております長尾の町内から上がってきております堰堤でございます。それも確認しました。あと嵯峨町にあるスリット型の堰堤、それもちょっと確認してきましたけれども、まずはスリット型の堰堤、あれは後ろにあるスクリーンに非常に流木が詰まっていたなというようなことでございます。この答弁の中でも、そういった箇所は早急に撤去していくということでございますので、やはり確認し、やっぱりそれも県管轄だと思いますけれども、やっぱり早目に情報を提



供し、撤去し、人家に影響がないような対策をしていかなければならないのではないかとこのように思います。

ここで言うております確認をしまして、そのためにそれを撤去しないで、例えばまた災害が起きた、2次災害、やっぱりそれは人災でないかというような話になってこようと思います。そこら辺の認識に関して、町長、お伺いします。

**町長** 今議員さんが言われた2カ所、私も見ております。ただ、その点検については県のほうの河川課のほうで毎年1回か2回かわかりませんが点検をしてるというふうな状況であります。治山堰堤、それから砂防堰堤とも先ほど答弁しましたとおり目的が山を守るとか、あと河川勾配を守りながらというふうなところがあって、今までは人を守るというふうな部分が少なかったかに思います。

ただ、西日本の災害において砂防堰堤の果たす役割を見直すというふうなことをお聞きしております。そういった中でそういったことが今後影響して、そういった適正な維持管理といいますか流木等の処理がスムーズにできることを希望しますが、ただそれが人的な、人為的な、人災というふうなことにすぐになるのかどうかは私の判断ではわかりません。やはりそれぞれの目的をもってつくってるダムであって、そういった中で適正な管理というのが、こういったものが適正な管理なのかということもちょっと承知しておりませんので、流木がある、満砂になってる状態が、それが異常な事態なのかどうかということもちょっとわからないということでもありますので、私の考え方については、今のところわからないというふうな状況であります。

**1番** 答弁の中で河床勾配が緩やかになるため10%、50%の土砂をためることが可能というふうなことでございます。越流口のところで、まあフラットであればいいんですけども、例えばこれ水上沢の堰堤ですけれども、60センチぐらい高くなっております。今町長言われたようにわからないということではありますけれども、こういったところをやっぱり確認してるのであればやっぱり県と早急にそういうふうな話をさせていただいて対処、何回も言いますが早急に対処していかないとまずいのかなと。特にここは49年の8・1の水害で大雨で土石流の被害を受けて長尾が移転したというような原因になってる沢でもございます。43年ほどそこから、堰堤できてから経過しております。やはり先ほど言いましたように下流域に人家がある場合に関しては、山を守る、そういうことでなくて、やっぱり人を守るような対策に今なっている、町長やっぱり言われたとおりだと思います。そんなことで、やっぱり人を守る、命を守る、そういった方向にもっと力を入れていただきたいというふうに思いますが、再度いかがでしょうか。

**町長** 今議員ご指摘の砂防ダムに関しましては、その下流の方から言われて、私も何度もその沢、堰堤の上流まで行ってきております。そうした中で河川課のほうに要望をしたのが平成21年ころだったというふうに思いますが、その際に県のほうから言われたのは河床、河川の勾配を守ることによって急激な土砂崩れを守ってるんだというふうなことで、満砂状態が異常な管理だということ

とではないんだということ、その当時承りました。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、西日本での災害を受けて、その考え方も徐々に変わりつつあるのかなというふうに思います。そういった中で、やはり下流に住んでいる方が安心して暮らせないというのは非常に私としても町民を代表する立場として遺憾に思いますので、私としてもそのことについては県のほうに申し上げましたし、今後とも一生懸命適正な管理がどういう状態なのかわかりませんが、しっかりと、そういう災害が起こらないように県のほうに要望をしまいたいというふうに思います。

**1番** 県の職員は何年かかわっていきます。なかなか申し送り事項になっているのか、ちょっとそこら辺はわからないんですけども、やはり町にある施設でございます。いずれにしても、交通事故、土砂災害、いずれにしてもやっぱり町民の生命・財産守るとというのが一つの役割だと思います。ぜひ舟形町に住んでよかった、暮らしやすい舟形になるように町長の手腕に期待しまして質問を終わります。

**議長** 以上をもって、1番伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

**7番** それでは、私から事前に通告しておりましたとおり「舟形診療所の今後を問う」と題して質問をさせていただきます。

舟形診療所は公設民営という形で長年にわたり町民の健康維持のため、なくてはならない医療機関として活躍してきました。しかし、診療所を運営する原田先生がやめるのではないかと町民の間で不安と動揺が広がっています。今後の診療体制を含め、どのような形で身近にある医療体制を構築していくのか質問いたします。

**町長** 7番佐藤広幸議員の「舟形診療所の今後を問う」についてのご質問にお答えします。

舟形診療所は舟形町と医師・原田政雄氏との間で交わされた公設民営方式に係る合意書に基づき、平成5年4月に開業した診療所であります。原田先生には舟形診療所の医師として26年間の長きにわたり地域医療の推進や町民の健康増進にご尽力いただいていたところであり、深く感謝しているところであります。

ところが、原田先生が来庁されて、舟形診療所をことし12月31日で閉鎖し、平成31年3月31日までに診療所の引き渡しを行いたい旨の話をされていきました。突然のことであり、後任の医師が決まるまでの継続をお願いいたしましたが、原田先生の意思はかたいようでありました。

舟形診療所は本町町民の健康と福祉を考える上でなくてはならない必要不可欠な存在であります。このため、今後については、平成31年4月1日以降できるだけ早い時期に後任の医師が開業できるよう努力してまいります。

**7番** それでは、再質問させていただきます。そういう話は、ある程度町民の皆様方に漏れ聞こえていってるという状況だというふうに思います。その中でさまざまうわさがなされているわけですが、うわさはうわさとして、今回私が質問することによってそういった情報提供が町

民の皆様方にできればいいなという思いでこれから再質問をさせていただきます。

ところで、この答弁書の内容に原田先生が来庁されて12月31日までに閉鎖したいという話をされたという答弁がありますが、原田先生がいつごろ来庁されて話をされたのか、そこら辺のところについて質問いたします。

**町長** 12月までにやめて3月31日までに引き渡すというふうに正式な月日をもって言われたのが30年の2月19日でございます。

**7番** 冬、大雪が降ってる間にはそういう意向を原田先生が固めて町のほうに知らせてきたというふうなことだというふうに思います。永遠に人が生きれるわけでもないし、仕事をずっと続けるわけではないですから、いつかはこういう日が来るんだろーということになると思います。

そして今現在の厚生労働省のホームページからとった指標なんですが、去年の、平成29年11月10日の段階で病院といわれるところが日本全国で8,493あるそうです。そして一般診療所、舟形の診療所も含まれていると思うんですけども、10万と461件あるそうなんですけれども、それに対して医師が31万1,205人いるそうでありまして。31万1,000人いる中から10万ほどの一般診療所を引けば20万人ほどの医師がいる。そのほとんどか大都市圏、あるいは大きい都市に集中しているということでありましてから、一般診療所、あるいは僻地医療といってもいい状態にあるところでの診療所の重要性というのは、やはり認識せざるを得ないというふうに思います。

さらに、また、私なるほどなどいろいろなものを調べて、今の医療の現場、現実というのを調べてみましたら、今までは病気というのは治療するために病院あるいは診療所にかかっていたというものが、これからはあるいは今現在は病気の管理とか健康の維持とか身体機能の回復という医療の変化というのがあるそうです。つまり、病気になったときだけ一時的に行けばいいという病院の体制から、もう人の健康を常時管理するという、そういう医療に変わってきているという、これなるほどなどというふうに思いました。つまり、医師がいかに舟形町にとっては身近にすることが重要かということが言えると思います。

そういうふうなことを鑑みますと、舟形町から医者がいなくなるということは絶対に阻止していかなければならないことであるというふうに思います。これは副町長も県から来られておりますので、何としてもそういった力をおかりしながら医師というのを、新しい医師というのを見つけていかなくちやならないというふうに思うわけですが、さてその答弁書の中にあります、一番最後のほうにあります「来年の4月1日以降、できるだけ早い時期に後任の医師が開業できるように努めてまいります」と、こういう答弁があります。その意味するところは、何の根拠もなくこういった言葉は出てこないものだというふうに私は思います。ということで、この根拠となる、その医師というものについて目当てがあって、あるいは話が現在進行形でこういった答弁がなされているのか、その辺について再質問をさせていただきます。

**町長** 先ほど申し上げましたとおり、12月でやめるというふうに原田先生が言われたのが30年の

2月19というふうなことでございますが、それ以前にも12月に来庁し、やめる旨の話をされてきました。さらには9月にも、その旨の確認をしたところでございますけども、そういったこともありまして非常に町としても医師がいなくなることについては、非常に困るというふうなことで大変最初は慰留に努めたんですが、本人は後任を探してほしいというふうなことでありましたので、何とかというふうに思いはあるんですが、前任の酒井副町長も保健福祉部のほうにおられました、お医者さんを探すのは大変だというふうなことで、自治医科大が僻地医療とかを担っていただいているんですが、そうそう簡単に手を上げて来ない状況だというふうなことがありました。そういった中で困ったというふうな状況があった中で、たまたま県立病院のお医者さんが開業を考えているというふうなことでありましたので、何とかその方に舟形町での開業も考えていただけないかというようなこととお話をさせていただいて、今まだはっきりと開業するというような、例えば仮契約のようなものまではいっておりませんが、候補地に舟形町を挙げていただき、さらに舟形診療所での開業ということも考えていただけるような段階になっております。早急に仮契約を結んで、そうした際にはそういったことも発表できるかなというふうには思いますが、今現在のところではそのような現状でございます。

**7番** ちょっと次の質問は言えるかどうかわからないですけども、今原田先生が内科医、あるいは皮膚科ということで、一番初期段階で診てもらうには非常にいい科だというふうに思いますけれども、今こういった打診をされている医者の方について、もし言えるのであれば何科か、そういったところの検討がついているのであれば言っていただきたいというふうに思います。

**町長** はっきりと後任の方が決まりましたら診療科目についても申し上げられるんですが、逆にいうとその診療科目を言うことについて、その方が特定されてしまうといろいろとまた問題も出てくるかと思っておりますので、この場ではちょっと答弁を控えさせていただきたいというふうに思います。

**7番** わかりました。

それで、次に公設民営ということですので、当然町が用意した機材なり建物なり、あるいは家なりまであるというふうに思いますけれども、そういったものについて、大きいものはいいとしても医療機材等について、町が購入してきたものというのは現状把握しておるのでしょうか。

**町長** 現在原田先生とお話をさせていただきながら、町での備品については調査をお願いしてる状況であります。

**7番** 調査段階ということで、ならばその調査内容を後日聞くことにするといたしまして、さらには町の町民の健康状態が書かれてあるカルテの取り扱いや、その引き渡しについての医療の法律があるのか、それとも町の協定なりの法律があるのかちょっとわかりませんが、そういった個人の医療の取り扱いに関しての引き継ぎに関して、どの程度まで調査というんですか、進展が進められているのか。早くて3カ月、遅くても6カ月や7カ月後にはうまくいけば新しい医

師に引き継ぐという段階ですから、当然そこら辺の精査がなされているものと思いますので、質問いたします。

**町長** その点については、まだ協議が進んでおりません。ちょっといろいろと感情的なそごとする部分もございますので、なかなか行政側のほうで原田先生のほうにお願いすることができてない状況であります。いずれにしましてもそういったカルテ等の問題については、患者さん、町民の健康に関することでございますので、しっかりと引き継いでもらうように町としては要望していきたいというふうに思っております。

**7番** そうでしたらぜひ速やかに町民のカルテをそういった個人情報の件の引き渡しについて落ち度がないようにやっていただきたいというふうに思います。

もしかすると、ある意味これだけ医師が足りない足りない、探すのに大変だと言われている世の中にあつて舟形町においては、そういった話ができる医師が存在していたということは非常にありがたいことなのかもしれません。ですので、こういったことがまず御破算というんですか、なくなりましたというようなことのないようにだけ慎重に進めていただきたいなというふうに思います。

かつて私が1期目の議員をしていたころのお隣の議員さんというんですか、先輩議員の佐藤勝さんがよく原田先生を呼んでくることについて私に教えてくださったというんですか、よく話をしてくれましたけれども、当時県の医者だったころ、県立病院の医者だったころ、よくその県立病院まで行って窓口で原田先生に「なしてこんなところに来た」なんていうふうなことでよく怒られたなんていう、そういう話を聞かされたのを今思い出しております。そのときのことを思い出してみますと、町の当然新しい原田先生という医者と呼んでくるのに一生懸命だったでしょうし、一議員であった大先輩の佐藤勝議員も前議長も一生懸命に、原田先生を呼んでくるのに一生懸命だったというふうに、私はそういうふうに思いました。やはり町も議会も、あるいは議員も一丸となって町から医者がいなくなるということを阻止しなければならないでしょうし、まず呼んでくるということに対しても一丸となって、町民の皆さんも町も議会もやはり一丸となって、本当に医者を身近な存在として町にいてもらうということに努力しなくちゃいけない半年間になるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ慎重に、しかしスピード感をもって、あるいは町の人もやっぱり情報が提供されなくて何かいろんなことを話ししてるなというふうな気もするものですから、やはり何か月、何か月っていう機会を見て、そういう情報を提供して、そして町民の皆さんにも安心していただくという、そういう手順が必要なのではないかというふうに思います。この12月までの3カ月、あるいは来年春までの6カ月、半年、どのような形で町民の皆さんに情報提供していくのか、そこら辺のところを質問いたします。

**町長** 本当に原田先生につきましては、公設民営という新しい形の中で舟形町に来ていただきまして26年間という長きにわたりまして舟形町の地域医療を支えていただいたということで本当に

感謝を申し上げるというふうなことであります。ただ、やめる際にちょっといろいろな勘違いと  
いいますか、行き違いがございましてそごする部分があるんですけども、まずは原田先生に感謝  
をするというふうなことをしっかりと肝に銘じながら、そして新しく来ていただける先生にもし  
っかりと町の医療を担っていただけるよう、しっかりと進めていきたいというふうに思います。

そして、先ほども申し上げましたとおり仮契約等々の話が決まりまして本契約とかになりま  
したら町民の皆様にもしっかりと後任の先生をご紹介していきたいとしますので、まずもって  
後任の先生に舟形町の診療所に来ていただけるよう誠心誠意をもって、先ほど佐藤前議長のお話  
もありましたけども、それを見倣いまして誠心誠意誘致といいますか、来ていただけるよう努力  
してまいりたいというふうに思います。

**7番** 原田先生とも考え方の食い違いが少しあったようですけれども、私恥ずかしながら畑作業  
をしているときに、ことし2カ月の間に3回も蜂に刺されてしまいまして、3回目はさすがにア  
レルギー反応が起こるし、まあ原田先生のところに診療に行ったついでにちょっと聞いてみるの  
もいいかなと思って行ってきました。おやめになるそうですねというふうに原田先生に申し上げ  
ましたら、そのことは町に聞いてくださいと一言言っただけでした。つまり私に言いたいことっ  
ていうのはまずなくて、やはり今後の推移については、町に直接聞いてくれということだったん  
で、きょう聞けて、聞かしてもらって、そしてこのことが議会報の中でも一般町民に知れるわけ  
ですので、今後の見通し等もそこで町民に対しての情報提供ができると思います。

ということで、先ほども言いましたけれども、何回も言いますけれども、今現在進めている  
医師との契約あるいは仮契約、手順を踏んで舟形町にぜひとも来ていただけるように、しっか  
りと今後の対応をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。以上でございます。

**議長** 以上をもって、7番佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は、これをもって全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時29分 散会

平成 30 年 9 月 6 日（木曜日）

第 3 回舟形町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成30年舟形町議会第3回定例会第2日目

平成30年9月6日(木)

---

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八  歙  太

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	危機管理室長	伊藤 茂 樹
副町長 庄 司 雅 人	総務課財政係長	八  歙  幸  仁
総務課長 伊藤 幸 一	教 育 長	齊 藤 涉
まちづくり課長 小野 芳 喜	教 育 課 長	八  歙  照  光
健康福祉課長 叶内 範 夫	教 育 課 長 補 佐	鍛 冶 紀  邦
住民税務課長 須 貝 孝 子	農業委員会事務局長	伊 藤 誠  宏
地域整備課長 伊藤 武 美	代 表 監 查 委 員	渡 邊 敬  子
農業振興課長 伊藤 誠  宏	監 查 事 務 局 長	斉 藤 洋  一
会計管理者 相 馬 昇	選挙管理委員会書記長	伊 藤 幸  一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉藤 洋 一 主 事 伊藤 優

---

議事日程

- 日程第1 承認第 5号 損害賠償額の決定についての専決処分の承認について
- 日程第2 報告第 3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について
- 日程第3 議案第45号 平成30年度舟形町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第4 議案第46号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1



号) について

日程第5 議案第47号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

日程第6 議案第48号 平成30年度舟形町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第7 認定第1号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成29年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第6号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時09分 開会

**議長** ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

**日程第1 承認第5号 損害賠償額の決定についての専決処分の承認について**

**議長** 日程第1 承認第5号 損害賠償額の決定についての専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**危機管理室長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

**7番** 額については異議ございませんが、このお金の流れについて質問いたします。

まず、この損害賠償額12万193円というのは、例えばこういう補正とかに載ってきているものなんでしょうか。それともそういったものを通さないで処理しているお金なのか、その辺のところを質問いたします。

**総務課長** この金額につきましては、町で加入している総合賠償保険ということで申請をし、保険会社のほうからディーラーのほうに支払いになっております。ですので、予算書には計上になってございません。

**7番** そうしますと、町の会計を通さないで直接損害賠償する人に保険会社からスルーしていくけれども、議会だけはこの承認というんですか、損害賠償額の決定だけをすると、つまり町の会計の帳簿を通さない。そういうことの答弁の理解でよろしいですか。

**総務課長** 先般、6月の議会で、議員発議で承認された要項に基づいて対応しているということです。(「会計を通していいのかということ」の声あり) このたびのものについては、会計を通してございません。

**7番** 要項に基づいてということですが、ある意味どこでこの金額が本人に手渡ったのかなというところのチェック体制が我々の決めた額については最終的なチェックができないような状況になっているのではないかなと思いますが、その辺のチェック体制は万全というか、しっかりしているものでしょうか。質問いたします。

**総務課長** このたびの件につきましては、修理会社のほうに保険会社から直接支払われます。その領収書については、町のほうでいただいておりますので、支払いの確認はやってございます。

**議長** ほかにありませんか。

**9番** 今回の事故に対しては軽い事故で済んだことが幸いなかなと思っています。ただ、二度とこういう事故が起きないように対策はこれからとっていかなければならないのかなと思っています。その対策のとり方についてお伺いしたいと思います。

**総務課長** このたびの事故については、操法大会でということでの消防団の活動の中での事故でございますので、消防団に交通安全並びに車運転についての注意喚起をしていくようお願いするという格好で対応していきたいと思えます。

**9番** 今回みたいに駐車場が狭い、また多くの車が駐車している場合は、誘導員をつけて後ろを確認してやるような方法をしていただきたいと思います。

**議長** 答弁はありますか。

**9番** いない。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

---

## 日程第2 報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

**議長** 日程第2 報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

**総務課長** 議案書12ページをお開きください。

報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告するとともに、監査委員の審査の結果、その意見は別紙のとおりである。平成30年9月5日提出。舟形町長。

記。

1、健全化判断比率。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、決算黒字でありますので数字はございません。実質公債費比率12.1%、将来負担比率は15.4%、下の括弧の数字につきましては、早期健全化基準の数値でございます。

2、資金不足比率。会計の名称、農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業いずれも黒

字でございましたので、資金不足比率はございません。

先ほど、監査委員の審査の結果、その意見は別紙のとおりということですので13ページに平成29年度財政健全化審査意見書、14ページ、平成29年度の経営健全化審査の意見書を平成30年8月31日付で町のほうで受理してございます。

以上です。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決します。報告第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

---

### 日程第3 議案第45号 平成30年度舟形町一般会計補正予算(第4号)について

**議長** 日程第3 議案第45号 平成30年度舟形町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。最初に歳入についての質疑を許可します。

**7番** それでは、14ページ、15ページの災害復旧債について質問させていただきます。

総額で3億円を超える復旧債、借金になるわけですがけれども、この利率について、通常よりも有利な条件での起債ができるのか、その辺のところを質問いたします。

**総務課長** 今回、地方債ということで、災害復旧事業債を活用しますがけれども、補助金の該当する地方負担の公共土木については100%、農地農林につきましては90%で、元利金の95%を公債費公式で措置になるというふうになっています。あと、単独でする単独債の単独事業での対応ですがけれども、そのものにつきましては対象事業費の公共事業で100%充当できる、あと農林については65%というふうになっておりまして、元利金の大体47.5%から85%財政力補正で、公債費方式で措置になるというふうになってございます。

あと、小災害復旧事業について、これも単独ですがけれども、これにつきましても対象事業、公共土木については100%充当できるということと、あと一般債は50%、被害激甚について74、

あと農林関係については一般被災で65、被害激甚80というふうになってございまして、公共土木のほうの元利金の66.5%から95%、財政力補正を公債費方式で措置になるというふうになってございます。失礼しました。

交付税措置になるというふうなことで、利率は正式にはまだですので、有利なところを活用するという、済みません、決まっているというふうなことで、政府資金などで決まっているということでご認識いただければと思います。

**7番** 要するに、有利な条件で借りられるということじゃないの。ちょっといろいろ説明あってよくわからないので、ちょっと2回目の質問じゃなくて1回目の質問として有利な条件で借りられるのかという単純な質問なので。その辺のところ答弁してください。1回目をお願いします。これは。

**町長** 起債につきましては、政府資金でございまして、利率については決まっておりますので、低利で借りられるということではなくて、決まった利率で借入れをするということなんですけど、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、それに対する充当率とか、それから交付税での戻りの分というものが有利になるということでございます。したがって、借入れの利率については、有利だとか、不利だとかということではなくて、一定の利率でございます。

**7番** 大体わかりました。

そうすると、まず利率は一定の割合で借入れるわけけれども、多分交付税算入することで戻りが有利にはなってくるという答弁だと思うんですけども、我々は東京に行ってまず中央の政治家の皆さんにお願いしてきて、激甚災害等に指定されるかもしれないと、してくれるかもしれないというのが濃厚になってきているわけですけども、そうなった場合に、激甚災害に指定になった場合とならない場合のこの交付税算入の戻りの部分、これには影響するわけですか。要するに、激甚災害にすればもうちょっと有利に交付税算入が多くなるという考えのことでよろしいんでしょうか。

**総務課長** 先ほど激甚のパーセンテージもちょっとお知らせしたところですけども、議員のおっしゃるとおりでございます。

**議長** ほかにありませんか。

**6番** 内容ではなくて、少しだけちょっとわからないので確認させてください。

11ページでございます。歳出の欄でございますが、11ページの右のほうに補正額の財源の内容内訳でございます。この中の地方債でございますが、災害復旧債3億5,630万、確かに出るのが3億5,630万ですが、前のページ、8ページでの地方債の補正で臨時財政対策債マイナス770万になっていますよね。これはここに加味しなくてよろしいんですか。歳入でサンヨンパロップヤクで、ここが出るほうでサンヨンパロップヤクで、これ合わなくていいんでしょうかね。ちょっと数字だけで申しわけありませんが。

**総務課長** 臨財債につきましては、一般財源ですので、こちらの災害復旧費ということでの限度額が3億5,690万というふうになっているので、ここでは一般財源としてここに掲載させていただいています。

**6番** その臨時対策債というのは一般財源ということなの。課長がうんと言わないけれどもそうなの。この一般財源770の三角というのは、ここでどこに反映になっているの。

**町長** この臨時財政対策債につきましては、国のほうで交付税をする特別会計というものがございまして、国の財政難によりまして交付税を本当は交付しなければいけなかったんですが、国として出せないで、そのかわりに市町村、自治体が借入れをして、それについて国が後年度でその償還分を交付税で戻すという、要はとりあえず今お金を払えないので、借金していただきますよと、借金して、毎年毎年の借金の支払いがあった分については町と国のほうの交付税でその分を見てあげますということで、要は普通交付税と同じ考え方でございますので、一般財源として取り扱われますので、臨時財政対策債については特定財源の扱いになっておりません。

**6番** ちょっとわからないの私だけなのかな。地方交付税で対応するというのであれば、この770万という数字が地方交付税のこの数字の中に反映になっているの。そういう意味じゃないの。

**議長** 暫時休憩をします。

午前10時44分 休憩

---

午前10時46分 再開

**議長** 再開します。ほかにありませんか。

**5番** ちょっと今は歳入の質疑応答なんですけれども、ちょっと聞きたいんです。

12ページの財政調整基金繰入金1億3,776万7,000円、これは基金を取り崩して歳入に入れたということで、大変歳出もちょっと絡んで申しわけないんですけれども、18ページの財政調整基金積立金1億1,500万とありますけれども、これは1億3,700を取り崩して1億1,500万を積むということなんでしょうか。

**総務課長** 繰越金の半分を財政調整基金のほうに今回積み立てたという措置を行っております。なお、今回の補正分についての取り崩しと9月の補正は一緒になっております。

**議長** 休憩をします。

午前10時47分 休憩

---

午前10時48分 再開

**議長** 会議を再開します。ほかにありませんか。

**6番** 数字が小さくて申しわけありません。12ページの寄附金、教育寄附金25万ございしますが、これについての内容をお伺いします。

**総務課長** 舟形中学校に野球部にとということで、大場商店さんのほうから。大場輝美氏よりいただいたものでございます。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって歳入についての質疑を終結いたします。

続きますて、歳出の第1款議会費から第6款農林水産業費についての質疑を許可します。

**6番** 16ページです。2の1の5、財産管理費で設計委託料ときのう説明を受けました。その下の用地購入費160万何がしでございますが、これは今回の倉庫云々にかかわる用地購入費なんですか。

**総務課長** この用地購入費につきましては、舟形第三の戸建て住宅があったところの戸建て住宅地空き地になっているんですけども、その住宅の買い戻しということで予算計上している予算でございます。

**6番** 今、買い戻しという言葉出たんですけども、買い戻しというのはどういう意味なんですか。一回売ったものをまた買うという意味なんですか。

**総務課長** 前に町営住宅の戸建てのあったところで、宅地分譲して売ったところであるんですけども、そこを町が買い戻すという形での用地の購入でございます。

**議長** ほかにありませんか。

**6番** 誰も手を挙げないので、済みません。

18ページ、2の1の16、交流センター管理費、工事請負費で446万4,000円マイナスになってございますが、内容的には富長交流センターの屋根の塗装ということで、当初予算を組んだ額そくっと減額してございますが、これはどういうわけで減額になったんでしょうか。

**まちづくり課長** 当初予算編成時においてこの工事の内容としては、体育館の屋根と渡り廊下の屋根の塗装で、工法としては高圧洗浄とか、下塗り1回、塗装2回が主な工事の内容で、さらに仮設工事において足場を施工するということで、東側と西側のみの予算の中身でございました。今年度に入りまして、発注に当たり事務を進める上で再度設計作業を行った上で、屋根の腐食状況が顕著に進んでいたということでございます。下塗り2回、上塗り2回、それから仮設の足場を4面、これをとった場合に補正をしなければならないと、この金額が約240万ほどでございます。これを加えると約680万ほどになるんですが、この工法で補正を上げて施工する場合と、また塗装でなくて新たにふきかえをした場合、見積もりを徴したところ約980万ほどかかるということで、今回の災害もあって、また施設の長寿命化、こういったところも今回の補正の協議の視点となりました。こういったところから工法全体を見直して、これからどういうふうにとどの工法でやったらいいのかということを再度検討するために今回工事費を全額減額させていただくというものでございます。

**6番** 話はわかりましたが、必要性があつて予算を400何がし計上したわけですから、今回災害があつて金が必要だという話はわかりますけれども、そういうことを言うのであれば、あそこは広域の避難所になっております。そういう対応を早々にしておかなければ、また何が起こるかわからない。想定外になるわけでございますので、やらないというわけではなくて、これから検討するということであればもっと十分に吟味をして、施工なり工事なりをしていただきたいと思うところでございます。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**7番** 16、17ページの財産管理費の斎藤議員と同じ用地購入費なんですけれども、これは購入した理由について説明をお願いします。

**総務課長** 舟形第三の戸建て住宅地内の一角、所有していた方なんですけれども、そこに再度戸建てで建てるという計画もあったんですが、なかなか区画の建蔽率とか等でいろいろと支障があったりということもあつて、町のほうに買い戻しできないかという理由で今回受けたというところでございます。

あと、契約書のほうに前、戸建て住宅で分譲したんですけれども、そのときの契約条項にありますので、それに基づいて買い戻しをしたということです。

**7番** 過去に利用目的のない土地を購入したことについて随分町民の批判を買ったことがあります。そこをきちんとした、そういう条項があるから買い戻したんだということであればしょうがないんでしょうけれども、ある程度そこに子育て支援住宅でも建てるんだとか、そういう利用目的を明確にしてやはり、あるいは堆雪所がない場所ならそういう目的で買い戻したんだという、そういう理由が私は欲しいなと思いますけれども、その利用目的について再度真っさらの状態なんでしょうか。質問いたします。

**総務課長** 同じような箇所がもうあの地内に一角ありまして、ちょうどまたは反対側のほうにあるということで堆雪場として使えるのかなと考えております。

**議長** いいですか。

**7番** いいです。

**議長** ほかにありませんか。

**5番** 18ページ、19ページです。その中で聞きなれない言葉が出てきたので、2款1項15目ですか。移住世帯向け食の支援事業となかなか聞きなれない言葉が出てきたので、その内容についてお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長** ご質問の移住世帯向け食の支援事業でございますけれども、この事業につきましては、町への移住促進のために県外からの移住世帯に対して1年間、米、しょうゆ、みそを支給するという事業でございます。この事業につきましては、県で進める事業ということで展開しているものでございまして、30年度新規事業ということで説明を受けているところでございます。



けれども、要件としましては、県外からということと、あとは転勤や進学等の移動でないこと、いわゆる県外からの移住ということが対象となって支給されるものでございます。以上です。

**5番** そうしますと、今回は県での指導によりということ、実際この移住された方はいないということなんでしょうか。

**まちづくり課長** 先ほど30年度からということ、30年の4月からの転入の状況でございますけれども、12件の転入がございましたが、全て県内での移動ということで舟形町に転入されているということで、その中でも光生園とか、えんじゅ荘とかというひとり世帯での転入というものが10件、残り2世帯が複数の世帯なんですけれども、もともとある実家のほうに戻ってこられたということがございまして、県外からの転入というものはございませんということになります。

**5番** 今後ですけれども、町として移住について具体的に進めるという形で頑張っていくのか、この辺についての考えをお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長** 県とこのような事業を連携して取り組んでいきたいと考えております。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** 今の質問に関連しますけれども、実家に戻られた方がいるという、小学校のほうに青森から転校してきた子がいるということを伺っておりますけれども、実家に戻られた場合、それと一緒になのかかわからないんですけれども、実家に戻られた場合にはこの事業が該当しないということなんでしょうか。

**まちづくり課長** 他県から世帯での移住ということが要件でございます。

**4番** 一戸の家に名字が違って入れれば世帯が違うんじゃないかと思うんです。そういう場合は該当になるんですか。

**まちづくり課長** 具体的な転入の要件というものは、個別の事情で調査しないとわかりませんが、転勤や進学等の異動でないことということもございまして、具体的にどのような内容なのか。

あと、もう一つ要件としては、転入前に県の相談機関であったり、町のまちづくり課のほうに相談窓口を利用しての転入という要件もございまして、こちらのほうに該当しない場合が想定されるのではないかと思います。

**4番** 金額も金額ですけれども、これは町民にPRする必要があるか、ないかというのは、県の段階でもあろうかと思いますけれども、これは戸籍の上で町のほうで確認した時点で助成事業を執行するという形をとっているんですか。

**まちづくり課長** 窓口のほうに転入届というところの受理申請を経てということになるかと思いますので、それを経てさらにまちづくり課のほうの窓口であったり、県の窓口を利用してということ審査した上での要件になります。

**議長** ほかにありませんか。

**1番** 18、19、2款1項7企画開発費、額は小さいんですけども、1万円ですけども、ここで山形県タイ友好協会負担金とございます。負担金を支払うようになった経緯をお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長** 御質問の山形県タイ友好協会負担金でございますけれども、この11月にタイ友好協会設立ということが計画されているようでございます。準備委員会を組織してということで現在県内の各市町村のほうに募集を募っているということでございますけれども、この事業に県も取り組んでまいるということでございますので、連携してこの友好協会のほうに加わっていきたいということでございます。以上です。

**1番** その自治体にタイから例えば来ておられる方が、住んでおられる方がちょっと来られないとか、それは関係なしにというような取り扱いでよろしいんですか。

**まちづくり課長** 現在の段階では、設立準備委員会ということでございますので、今後友好協会というものが正式に決まった中でどのような取り組みであったりとかというものが審議されるということでございますので、それを受けて対応ということになるかと思えます。

**6番** 24ページお願いします。4の1の1です。右のほうの2番目の総合保健福祉施設整備事業、ちょっと新しい事業かと思いますが、事業の内容についてお伺いします。

**健康福祉課長** お答えします。

現在の地域整備課と農業振興課が入っている第二庁舎なんですけど、現在の耐震基準を満たしておりません。それで、耐震補強工事というところが課題となっておりますけれども、調査の結果、耐震補強工事ができない構造であるということが判明しております。したがって、保健センターのほうに第二庁舎に入っている2つの課が事務所を求めまして、そのかわりとしまして新しく総合保健福祉施設という、仮称ですけども、ハリヨ地区保育所のあたりに建設を検討したいということで、そのための調査費用、それから基本計画の業務委託、それから地質調査につきましては、予定している用地が約1万平米と大きいものですから、分筆が必要になってまいりますので、そういった測量経費等々を含めまして717万2,000円要求してございます。以上です。

**6番** そうしますと、今の保健センターを取り壊して、取り壊すの。（「第二庁舎のほうに入っている」の声あり）だから第二庁舎がだめなんでしょう。そのかわりに今保健センター云々と話していなかったですか。保健センターというの出なかった、今。

**議長** 斎藤議員、もう一回、再答弁します。

**総務課長** 今現在、先ほどの第二庁舎の状況で耐震もなっていないというふうな、設備関係も老朽化しているという状況でありまして、今後の対策としましては、農業振興課及び地域整備課につきましては、保健センターに事務室を移動させたいという考えを持ってございます。その上で、保健センターが使えなくなりますので、新たに設けなければいけないということで、いろいろと保健関係、福祉関係の課題を踏まえて新たな総合福祉施設ということで保健福祉施設ということ

で仮称になってございますけれども、検討しておるということでの計画でございます。

**6番** わかりました。

前から第二庁舎老朽化しているという話をしております、その裏のほうに土地を買ったので、そこはどうでしょうかという話もおったんですけども、いきなりぼんと出てきたものですから、前からこういう構想があったんでしょね。前、話を聞くと保健センターというのは何かの補助事業でやったものだから何も手をつけられないと、ある程度スパンがあるので、それまではだめだよという話も聞いておったんですけども、もうそれは構わないと、保健センターはもう今あるものを取り壊して別なところに移すのはそれは問題ないということになったんですか。

**議長** 暫時休憩をします。

午前11時07分 休憩

---

午前11時08分 再開

**議長** 会議を再開します。

**町長** 1つは、第二庁舎の国道の歩道、13号の国道拡幅になりまして、庁舎そのものはかからないうんですが、前の駐車部分なくなるということと、そういうこともありまして、あと保健センターについても現在検診をする際に検診車が1台保健センターに入ります。あと、1台しか入らないものですから、駐車場に1台ということで、そうすると、検診して来られる方の駐車場もないという現状が今あります。そういったところで、考えましたのは、保育所の向かいにあれば現在ある子育て支援センターが保育所の中に入っておりますけれども、そういったものを保健センターの総合福祉施設というようなものをつくればということで、そちらのほうも行くし、そうすると子育て支援センターの面積の分を保育園の敷地として部屋としてまた確保できるということで、そういったところもございまして、今そういうところでちょっと検討させていただいているんですが、ご質問にありましたのは、起債の関係でございまして、昭和58年に多分保健センター建っているかと思っておりますけれども、その起債については、ほぼ完済しておりますので、その後に内装の改修工事の分で240万円ほど残っておりますので、その分の完済をするということが1つ出てくるかと思っております。そういったところを踏まえながらやっていきたいと思っております。

まず、とりあえず適地として保育所の付近のところにあると非常に検診をするにも駐車場として使えたり、総合的なところということと、それから舟形小学校も避難所になっておりますけれども、1つは妊婦さんであったり老人の方が避難所としても個室的なそういう避難所も必要ではないかと、大部屋ばかりだということだとそれもちよっとまずいのではないかとということと、そういった総合的な施設があったらいいのではないかとという検討をする予算でございます。

**6番** 大体わかりました。

そうしますと、今その予定をしている保育所の周りの土地というんですか、そこはもう町有財産になっているんですか。

**総務課長** まだ購入はしてございません。

**7番** それでは、同じ質問、ページ、項目で質問させていただきます。

ここに測量調査業務委託料80万、一番下に地質調査業務委託料313万2,000円というのがあるんですけれども、これは町の土地になっていない土地を、民間の土地をこういうふうには調査したり、地質調査したりするということなんですか。

**総務課長** 用地買収に適するかどうかの判断をさせていただきたいので、調査については対象区域の所有者の方からご理解いただいて調査するというふうには考えております。

**7番** 今までの議会と町の関係からいっても、そういった抜き打ち的にそういうことをやるというのはいかがなものかなというふうに私は思います。ある程度保健所なり、そういった施設を移したいと、場所をこのあたりにしたい、そういう打診があってからこういう予算措置をとるべきものではないのでしょうか。余りにも早急過ぎる予算計上の仕方だというふうに私は思うんですけれども、話が決まってから出そうという町の、私の一般質問もそうですけれども、今回の件もそうですけれども、ちょっとそういうところが見受けられるような気がするんですけれども、これはちょっと予算の計上の仕方としてはやり過ぎなんじゃないでしょうか。質問いたします。

**町長** 7番議員さんのおっしゃることもわかるんですが、町のほうとしてある程度の計画を持っていけないと、どういったものができるのか、どういったものの状態なんだということをお示ししなければ、これは議会のほうにも提案ができないということでもありますので、素案として出すためにもこういった調査は必要だというふうに思います。したがって、確かに7番議員さんのおっしゃることもそうなんですけど、工事請負費がついているわけでもございませんし、基本計画をつくる、そしてここに本当に建てられるかどうかという、特にハリヨ地区については亜炭鉱害で復旧したところでもございますので、そういったところでやっぱり地質調査も必要だということでの最低限の計画をするまでの調査だということでご理解をいただければと思います。

**7番** ですから、最低限の調査をするための考えというものをまず議会に打診しなければならないんじゃないですか。つまり保健所、福祉センターを別なところに移転して、第二庁舎をこちらの本庁舎のほうに持ってきたいという考えでいるということなしに予算を計上するのはいかがなものかと私は言いたいわけです。多分、皆さん10人、10人というか9人いる皆さんは、何のことという気持ちでいると思いますけれども、ほかの議員さんもしあれば質問してもらいたいぐらいなんですけれども、余りにも抜き打ち、抜き打ちというかいきなりなものですから、どこでそういう話が始まり、こういう調査なりをすることになったのかという経過もわからないまま予算を上げられているわけですから、そこら辺のところをちょっとやはり経過なりなんなりというのをきちんと説明してもらいたいと思います。

**議長** それでは、審議の途中ですがここで11時半まで休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

---

午前11時56分 再開

**議長** それでは、休憩前に復し、会議を再開いたしますが、ここで、午後2時まで休憩をいたします。2時まで。1時から全協を行いますので、3階の大会議室をお願いします。

午前11時57分 休憩

---

午後 1時57分 再開

**議長** それでは、会議を再開いたします。

引き続き歳出の1款から6款までの質疑を行います。

**2番** 20ページ、21ページ、こどものみらい祝福事業とありますけれども、この内容をお聞かせください。

**住民税務課長** ただいまのこどものみらい祝福事業についてご説明いたします。

この事業につきましては、婚姻した方で住所を舟形町に有する方々に対してお祝い品として夫婦箸を交付しているんですけれども、より舟形らしさを強調したものを粗品にしようということで、舟形の木であります縁起のよい木エンジュを拭き漆にした、また縄文の女神を箸置きにしたものにかえようということで、今回お願いするものでございます。

**2番** これは、それでは子供に粗品としてそういう品物をお上げしているという事業でよろしいんでしょうか。

**住民税務課長** 今回お願いするものは、婚姻届を出して、舟形に住所を有する方ということです。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** これをもって歳出の1款議会費から6款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

続きまして、第7款商工費から第11款災害復旧費について質疑を行います。

**6番** 28ページ、29ページです。7の1の5、29ページの一番上です。都市との農村交流事業、雪交流事業委託料とありますが、この事業の内容と委託料で委託先はどこでしょうか。

**まちづくり課長** 雪交流事業の委託料の内容でございますが、舟形町で実施している都市と農村の交流事業に関係ある地域との関係を深めることを目的に来年度に向けてなんです、港区、世田谷区等で開催されるイベント等に雪を送って雪だるま等の作成を試みて現地で実際に地元の方に雪に触れていただくというものを企画したというところでございます。委託につきましては、今後事業を進める上で決定していきたいということです。以上です。

**6番** これは、今回補正を上げて、これから冬にこっちから雪を持って行って、向こうで雪だる

まをつくるという事業、ここまで180万で計上しているわけだから、委託先とかそういうのは具体的な計画がなければこの180万というのは積算できないと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

**まちづくり課長** 雪を持っていきたいという時期については、31年の夏を目指してということでございます。30年度のこれからの冬に降雪期に雪をためましてある程度解けないような状態にして来年度の夏に東京のほうに向けて持っていきたいという計画をしたところでございます。

**6番** そうであれば、先ほど申し上げましたが、その雪をストックしておく先がありますよね。それは想定しているわけでしょう。そういうのがなくて180万と計上するのはおかしい話じゃないですか。ある程度具体的に話がわかっているなら教えていただきたいということなんです。

**まちづくり課長** 具体的なところはまだ決定していないということでございますけれども、先ほどの構想の中でやはり来年の夏まで雪をためておく必要があるということもございまして、日当たりの関係とか雪を堆積しておく場所とか、これから十分に検討して実施していきたいという、まだ構想の段階での状況でございます。

**議長** ほかにありませんか。

**5番** ページが34ページ、文化財保護費の中で縄文国宝自治体首長会議負担金2万円とありますが、この会議の中でどういうふうな首長さんたちが話をし、この会議によって舟形にどのようなメリットがあるのか、この辺についてちょっと、集まってどういうふうな話をしているのかお聞きしたいと思います。

**町長** 8月10日に東京国立博物館で9時からということで、一般参観が10時からということで、その前に集合して国宝6点あります、国宝6点だけを展示している国宝室、さらに国宝以外の縄文の土器、土偶、その他の展示室を特別に見させていただいた後、東京国立博物館の会議室で元文化庁長官の青柳先生、それから東京国立博物館の銭谷博物館長、それから井上副館長、それから品川考古室長とそれから函館、八戸、それから新潟の十日町、長野県の茅野市と私が入っているいろいろとお話をさせていただいたんですが、1つは東京国立博物館のほうからは現在の入館者数の盛況ぶり、東京国立博物館としては最高になるのではないかという話とか、副館長のほうからは非常に縄文の関係の考古学的な見地からのお話とか、その力とか精神性とか、造形の美等々についてのお話がありました。我々自治体側からはその縄文の国宝を使ったまちづくりのいろいろなお話がありました。いろいろその中で舟形だけ自治体として国宝を所有していないというところでもあります。そういった中で、やはり各自自治体においていろいろな取り組みをなされているということがありました。それは観光の面であったり、茅野市に至っては縄文科というふうな小学校でそういうカリキュラムを組んで、縄文文化を教えているということもあるようです。そういったもろもろの取り組みについて意見を話しながら来る2020年の東京オリンピック・パラリンピックの国内外への情報発信とか、連携して行動をとることでさらなる誘客等についてつながるので

はないかという話とか、また10月16日からフランスのほうでジャパニズム2018ということでこの縄文の6体がフランスに行くということで、そういった際についてももし可能であればフランスのパリサミットのなところを開催してみてもどうかという意見がありました。いずれにしましても、この縄文の国宝を持つ自治体の中でどういう連携をしながら、そしてまちづくりに縄文の国宝をとるものを取り組んでいったらいいかというようなお話をさせていただいているところです。今後とも連携を強化しながら、特に八戸と函館のほうについては世界遺産への登録というふうな運動をしているようでございます。十日町、長野のほうについては日本遺産に登録されているということの中で、山形だけが何も登録されていないという状況もございましたので、そういった中で我々もどちらかにまざっていただければ世界遺産なり、日本遺産のほうに加わることもできるのではないかみたいな話もさせていただいたんですが、事務的なところを詰めないとだめだということもありました。そういったお話をさせていただいているという状況でございます。

**5番** 国宝の所有が舟形町だけがないという中で、いろいろ情報交換をしながら地域を盛り上げるための活用といたしますか、そういったところを考えていくにしても現物がないというのが非常にマイナスなのかなという感じがしますけれども、しからば森町長が今後その縄文の女神を今後どのようにしていきたいのか、要するに舟形町に持ってきたいのか、はたまた所有が県の所有のままでもいいから、新たな方策で地域の活性化につなげていきたいのか、この辺の考えがあればお聞きしたいと思います。

**町長** 縄文の女神につきましては、国宝でございますので、ぜひ出土した舟形町に戻していただきたいという考え方を持っております。そのための運動を展開していきたいと思っております。ただ、やはり戻していただいただけではだめですので、縄文の国宝を展示する施設、それから学芸員等の配置もでございます。そうした場合に町単独でできるか、県の支援を仰ぐか、その辺についてはこの後検討しなければいけないということでございますので、やはり国宝になりますと展示する時間、それからいろいろな設備等における制約がございます。そういったもろもろのものを解決しなければただ返してくださいということだけではならないということもありますので、しっかりと勉強をしながら取り組んでいくということがありますけれども、いずれにしてもほかの5自治体の皆様からは舟形に戻していただけるように、今、連携を図っていただいて、今、我々の応援部隊として頑張るというようなお話もいただいておりますので、彼らも味方にしながら何とかこちらのほうの準備ができたらずぐに町のほうに戻していただけるように努力をしていきたいと思っております。

**5番** ぜひ今町長がおっしゃったとおり、いろいろ総合的なところから判断をしていただけて進めていただきたいと思います。

あと、オリンピックに十日町市の火焰土器、聖火台に使おうという構想の話があったかと思いますが、この点については今どういう状況なのでしょう。

**町長** 私も東京に行くたびに遠藤事務所のほうに要望書を持って行って、私の町だけではないんですが、全国組織の縄文文化発信サポーターズという名前を借りながら、その中に私の名前を入れて要望書を提出している状況です。ただ、遠藤先生にお会いしてもまだはっきりとした確約はできておりません。ようやく総合プロデューサーの野村萬斎さんが決定をして、その中でどうやって取り組んでいくかと私も考えているのでということでお答えをいただいているんですが、その聖火台に火焰土器になるかどうかは今のところ不明な状況でございます。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** 28、29ページ、先ほど質問があった雪の交流事業の件ですけれども、委託先はないと、ただ計画しているだけだというふうに捉えましたが、前にも雪を持って行って交流した経過があると思います。その経験を踏まえて今回の同じようなことをするような計画であるのか、これは港区では区で舟形町の交流事業に300万ほど区の予算をしっかりとつけておいて、交流事業、今、港区、要するに東麻布が今回8月3日、4日に来ましたね。ああいう事業にしっかりと予算をつけていくがゆえにずっと交流事業が継続しているという形がある。それにお返するという意味での雪を持っていくということを考えたのか。考えに至った経緯をお聞かせください。

**町長** 前にも雪を持っていった経過がございます。その点については承知しておるんですが、今回の持っていく先とか、目的については、小野課長のほうからあったとおりでございます。今回については、鋼製の枠をつくりまして、それを圧接、言うなれば圧縮しまして、少し密度を上げた形をつくりまして、基本的には1メートル80ぐらいの高さの1メートル、1メートルぐらいのものをつくって、それを何基か保管していきたいと思っております。それがどのぐらい尾花沢市役所のほうでやりました雪冷房の貯節の仕方というのも勉強しておりますので、そういった中に置いておいて、どれぐらいもつかということの検討をしているところです。それがある程度うまくいけばふるさと納税の返礼品に雪が使えるのではないかとちょっと個人的な淡い期待を持っているところで、雪を売れば非常に返戻割合のことが言われておりますので、その点もちょっといいのかなというふうに個人的には考えているところでございます。

**4番** 雪を圧縮してブロック状にして運ぶと、これは効率的にもいいかと思えます。昭和の終わりに室蘭工業大学と三菱重工さんが提携をして、雪氷変換機という装置をつくり、その機械で雪のブロックをつくり、ブロックを積み上げてリンゴ等々の野菜物を保存することによって水分が失われず長期保管できると、雪室で米を貯蔵する保管法とはちょっとまた違うわけですが、そのやり方、仕組みを大きくして、ブロックを運んで、最終的にはふるさとの納税の何らかにつなげていくという、すごい構想を持っているようですが、そういう構想もいいと思いますけれども、雪に触れ合う、飯豊町では雪に触れ合う夏場のイベントをやっています。逆に運ぶ苦勞よりも来てもらったほうが絶対いいかなと思うんですけれども、その発想の考えのちょっと厳しさを感じるんですけれども、その辺はどうなんですか。



**町長** 来てもらう方法も一つあるかと思えますけれども、現在圧接してとっておく、雪氷変換機ほどの圧縮率ではございませんけれども、いろいろ文献を見てみますと、それなりの圧接で雪の保存がきくのではないかと思われますので、そういった中で小さなものをできる限り都会のほうに夏場持つていくことができればいいのかと思っているところでございました。

**4番** 私が思うには、確かに運ぶイベント、ふるさと納税の返礼品、構想は大変いいかと思えます。しかしながら、大変雪が多く降る、雪の除雪の計画に対しての一般質問もありました。11工区の排雪の雪を1カ所に詰め込んで大蔵の雪だるま、世界一よりもはるかにでかい雪の山をつくって集客したらいかがでしょうか。ぜひそのほうが構想的にはいいかと思えますので、ぜひ考えを直したほうがいいのではないかと私は思うので、提案いたしておきます。

**議長** 答弁はありますか。（「ゆっくり考えてもらって」の声あり）ほかにありませんか。

**7番** それでは、34、35ページの5番議員と同じ項目で、その前の項目、国宝の女神関連事業で職員旅費、特別職旅費ということで90万何がしと120万何がしあがっておりますけれども、何名体制で何日ぐらいの旅費なのか質問いたします。

**町長** 先ほど申し上げました8月10日に開催されました国宝自治体の首長会議の中でフランスに行って東京国立博物館の館長、それから青柳元文化庁長官らとさらなるサミットをしたらいいのではないかということで、情報発信のためにということで、サミットというようにお話がありましたので、とりあえず2名分、私と付き添いの方2名分をここに計上しておりますが、具体的なところは今ははっきりとしているものではございません。ただ、今回予算を置かないと10月から始まって11月の末ぐらいですので、予算がないと行けないということになりますので、置かせていただいたということです。まだ具体的な日時なりなんなりというものは何も来ておりませんし、5つの自治体の首長が初めて全員そろうのであれば開催するということでもありますので、今現在としてはまだ何も決まっていない状況でございますが、旅費については私ともう1人、今のところは3泊4日の予定での旅費になっているかと思えます。

**7番** 3泊4日2名ということですがけれども、以前にもフランスに行ったような記憶があるんですけども、旅費がこんなに高くなかったんじゃないかなと思ったので、むしろ私の考えは行くんだったらいっぱい職員を連れて行ってこいぐらいの気持ちでいろんな経験をさせたほうがいいんじゃないかなと思うほうなので、2名じゃなくてこの予算で3名でも4名でも連れて行って、フランスから舟形町に来てくれる、来いというぐらいの、来てけろというぐらいのサミット参加にしてもらいたいなと思えます。どういうふうになるかわからないということですがけれども、ぜひとも行って舟形のアピール、国際交流ができるようにすればいいんじゃないかなと思えます。内容についての質問でした。

**議長** 町長、答弁ありますか。

**町長** ありがたい意見をいただきましたので、ちょっと予算の中でできる限り職員を連れていけ

るように頑張ります。

**6番** 28ページ、8款の土木費です。8の2の2、右のほうの29ページ、下の生活道路整備保証事業でございますが、内容的には承知しておるわけでございますが、この400万計上した箇所数と申請はいつまですればいいのかお伺いします。

**地域整備課長** 生活道路の件でございますが、今回400万の補正内容としましては、2地区で申請がございます。それで当初につきましては、3カ所予定しておったのですが、それではちょっと予算が足りないということで今回2地区を追加ということで補正をさせていただきました。以上でございます。

**6番** 2カ所、当初予算350万、これはもう消化になると、それに2カ所あと400万ということで追加したということですか。

これは申請はいつまですればよろしい事業でしょうか。ちょっとこんなことを聞いて失礼ですが。

**地域整備課長** これらについては、通年で受け付けはしておりますが、町の降雪期というか、雪が降ってきてからではちょっと工事等はできないと思いますので、その辺を加味しまして申請者の方からはなるべく早く申請していただくようにということは申し添えております。以上でございます。

**6番** それから、ちょっともう一点ちょっと変なことを聞きますが、アスファルト舗装になっているのが条件ですよね。アスファルトではなくコンクリート舗装というんですか、あれは大丈夫なんですか。厚さとかなんとかあるんですか。

**地域整備課長** コンクリート舗装でも大丈夫でございます。ただ、町の小型ロータリーが入っても支障のないような厚さにしていただければと、ただ、要件、要項等では厚さまでは示しておりませんので、コンクリートでも大丈夫でございます。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** 36ページ、11の1の1農業施設及び災害復旧費ですけれども、今数多く、大きいところと言えば土地改良区の水利、小さいところと言えば田んぼの畦畔の崩落、数多くありますけれども、ここに主要事項のほうに箇所数書かれていますけれども、これを超える箇所数があると思います。今後のタイムスケジュールを伺いたいと思います。

**地域整備課長** 農地等の災害復旧事業でございますが、補助災害についてはただいま最終的な箇所の把握に入ってきておりまして、現地はもう入っているんですが、査定設計者の段取りに入ります。あとは補助災害以外の小災害の部分に関しましては、きのう全協でお話申し上げたとおり、町としては町の単独補助を考えておりまして、そういう形で持っていきたいと考えております。それで箇所の把握、連絡等が入ったものやら個人でいろいろご連絡していただいたものなどを現地を確認した上でまずは数の把握を行っております。さらには今後であります、もちろん農家

の方々にはチラシやお知らせ版等々でまずは今回の単独補助等につきましての補助の内容についてお知らせいたします。さらに町内を4ブロック、4地区に分けて、説明会を開催いたします。さらにはその説明会とともに申請者の受け付けも含めた説明会にしたいと今のところ考えております。

日程であります、この9月の議会が終わりましたらということで考えております。ただ曜日、日にちについてはこれから検討したいと考えております。以上でございます。

**4番** きのうの丁寧な説明ありながら町の単独費を使ってかなりの支える体制を伺いました。大変農家であれ町民の方々は安堵しているところと思いますけれども、できるだけ早く周知して把握するスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

今、町を4ブロックに分かれてということですが、なかなか大変だと思います。農協の座談会も今回大きくなってブロックで座談会をするということですが、参加人数が減るんじゃないだろうかと、そういう不安感がありますけれども、こういう申請の仕方でもできれば各町内に出向いてもらうと細かいところまで把握できて大変スピード感が逆に出るのではないかなという思いがあります。事務量がかなりふえてしまうかもしれませんが、できれば各町内単位での説明会をしてもらえれば細かいところまで把握しながら事業のやりとり、こうできるの、ああできるの、どういうふうによればいいのということまで細かく地権者と打ち合わせができるかと思えます。できればそういうふうな丁寧さを持ってやっていただければ大変ありがたいと思いますけれども、そういう計画はできますでしょうか。

**地域整備課長** 議員おっしゃるとおり、やっぱりきめ細やかに皆さんに周知したいという気持ちは私ども担当課としても持っております。しかしながら、箇所が膨大でもありますし、補助災害の査定やら事務がかなり追っかけて次から次と業務が入っております。そんな中で、少しでも地域の方にきめ細やかな説明をしたいと考えておりますが、なかなか日程の調整がつかず、今のところこの4ブロックを主に説明会等々を開催したいと考えております。議員おっしゃることは重々わかっておりますので、なるべく取りこぼしのないように取り込んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

**4番** 各団体、農業委員、実行組合長、町内会長、農協の支部長まで入れれば農業分野、特に農地に携わる見張り番なり、管理者等がおるわけです。そういう役職の方からもぜひ足を使っただいて、まとめ上げてもらうというやり方も一つあるかと思えます。ぜひぜひ災害認定になる境目がなかなかわからないわけです。どっちに委ねたらいいか、小災害で町単独でいいのか、災害認定でやってもらえるのかということがわからない範囲が多々あって、戸惑う受益者というか、地権者もいようかと思えますので、ぜひその辺は不公平さを後で感じさせないような丁寧さを持ってしっかり復旧事業のサポートをしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

**議長** ほかにありませんか。

**6番** 済みません、時間ないところ済みません。

34ページ、先ほどの35ページの国宝の関係です。

町長は、さまざま会議出ているという話はわかりました。この話については、県のほうでは承知しているのでしょうかね。先ほど来言っていますが、国宝を持っていないのはここだけですよ。あれは県の物ですよ。今回フランスまで町長がお出ましになるということで、そのあたり県としてはどのように考えているのか。

あと、前に私が申しあげました県立博物館の移転の関係、その話はいまどのようなになっているのか、副町長わかればお伺いしたいと思います。

**副町長** 私ご指名ですので、知っている範囲でお答えしたいと思いますけれども、縄文国宝自治体首長会議が開催されているというようなことを県が把握しているかどうかについては、申しわけありませんけれども、私は承知していないところでございます。

県立博物館につきましては、あそこは山形市の霞城公園の中にあつて、たしか体育館とか、そういった体育施設については撤退する期限が一応決められているんですけれども、博物館については文化施設であるということで、次に改築する時期に移転ということで、具体の移転の時期は決まっていないかと認識しております。ですから、県の中におきましても具体的に県立博物館をどこどこに移転するとか、そういったことについてはまだ検討は具体にはされていないのではないかと私は認識しているところです。

**6番** そのあたり町長がご存じのような顔をしているんですけれども、私が聞いているところでは、さまざま大江町とか、寒河江とか、あのほうに県立博物館を持っていくんだよみたいなちょっとした話も聞こえています。私も一般質問で提案申しあげましたが、ここに国宝がないのはこの舟形だけであつて、あれを持ってくればもっと町の活性化につながるんじゃないかという話をして、県立博物館の移転の問題が出ていますので、ぜひ舟形のほうにということで、町長も知事、あとさまざまな関係の団体の方に要請はしてもらっているわけですが、あれから全然その話が出てこなくなってしまったものですから、その陰のほうで町長がさまざまそういう東京のほうに出かけていって、そういう会議に参加されているということですので、町長身の狭い思いをして参加するんじゃないかなと、前回8月30日、我々も上野の博物館見る機会がございまして、まず行ってびっくりしたのがあの人ですね。あれだけ人気があるのかと、あれを舟形に持ってきたらもっと盛り上がるんじゃないかなと思ったところで、あとそれから県が全然関知していないという話だったんですけれども、あの中グッズを売っている小さい売店あつたけれども、あそこに縄文のうちの女神の土偶のレプリカ売っているやつ、あれないんですよ。あとほかのグッズを見ても山形の国宝のあれがまず少ない。あのあたりやっぱり県が関知していないのが目に見えています。それではまずいんじゃないかな。県で持っているのであればもっと山形県も積極的

にああいう展示会といいますか、積極的に参加する必要があるんじゃないかなと思っているところですが、そのあたり町長どうでしょうか。

**町長** なかなかここをやっていますというふうに声高らかに言えないところがございまして、先ほどから言っています全国組織の中に参加することで舟形町がここにあるんだということの中で外堀から埋めていっているような状況でございます。直接的に県のほうにまた要望を出す段階ではないということもございまして、いろいろ関係機関と調整をしながらその機が熟したら要望を出すということで今のところありますが、やはり舟形町自体で縄文の女神を舟形に戻してこいというような機運が醸成されないとなかなか県のほうでも一気にこちらに戻すということにはならないということがありますので、何とか去年は中学生のコンクールの中で優秀賞をもらったということもあります。小学生、中学生を中心に縄文文化であったり、縄文の女神の学習をすることでぜひ舟形にだけ国宝がないんだということで、それはおかしいことだよということで、ぜひこちらに戻してほしいという機運を醸成して持ってこられるように頑張っていきたいと思います。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**7番** それでは、30ページ、31ページの土木費の河川費ですが、河川公園管理委託料15万3,000円なんですが、財源内容がその他の特定財源になっております。どういう工事管理のものを特定財源としてもらってやっているのか質問いたします。

**地域整備課長** ただいまのご質問にお答えいたします。

河川公園管理委託料15万3,000円の内容でございますが、実はこの河川公園については委託料となっておりますが、その内容としましては直轄堤防、町の直轄部分、河川の直轄部分となりますと、小国川の富長橋下流、さらには最上川等が直轄で管理する河川となっております。それで、今回のこの直轄堤防の除草委託に新規参入された堀内ファームさんという団体がございます。その団体が最上川の堀内橋上流の左岸側を管理していただいております。その分の委託料でございます。それが当初予算編成時には積算として2団体分しかなかったものですから、今回補正をいたしまして、15万3,000円という形で委託料を置いております。この特財については、15ページになりますが、土木費受託収入15万3,000円、直轄河川管理委託金ということでなっておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

**7番** ちょっと私の理解力が足りないのかわかりませんが、一般財源とか国・県から来るお金ではないお金が15万3,000円なわけなので、これをだれが払っているということなんでしょうか。堀内ファームさんが払っているわけではないですよ。特定財源の15万3,000円というのはどこから来ているお金なんですか。

**地域整備課長** 15万3,000円の特定財源につきましては、国のほうからいただいているお金でございます。それが町のほうに財源として入りまして、それを財源としまして堀内ファームさん、

河川の堤防の除草をしていただいている団体に町のほうで委託料としてお支払いしております。

**7番** その他の財源、これは国からもらっているということで、ちょっと堀内ファームさんと私初めて聞いたものですから、何名ぐらいの団体、会社組織でやっておるんですか。

**地域整備課長** 4名の方々の団体となっております。

**議長** ほかにありませんか。

**7番** ちょっと切りかえまして、38ページ、39ページの公共施設災害復旧費、39ページの下から5番目、自動車購入費の1,059万7,000円ということで、町民の方々の声はもう届いていると思うんですけども、やっぱり4台もだめにしてという声がやっぱり多かろうと思います。ことわざで「悪口千里を走る」という言葉ありますけれども、悪い事柄はいいことよりも千里を走ってばっつと伝わるということですから、この何台購入、4台だめにして何台購入、どういった車の購入になっているのか、その辺のところ説明をお願いします。

**総務課長** 6台浸水という格好で、うち4台につきましては、今議員さんご指摘のとおり使えない状態になったということで、町長車と議長車2台についてはちょっと室内のにおいがこもってはいますが何とかそれを清掃しながら使っていただくということと、あと4台につきましては、なくした分の水道関係の車と町が使っている車ということで4台はかつての更新という形で今手続を進めたいというふうに考えているところです。

**7番** まず、もうピロティーは使わないでしょうけれども、4台だめにして4台を新たに買い直すということですが、本当に適正な管理のもとにやはり町民からそういった声が挙がらないように十分注意して使っていただきたいなというふうに思います。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第4 議案第46号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について**

**議長** 日程第4 議案第46号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1

号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第47号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について**

**議長** 日程第5 議案第47号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

**6番** 62ページ、63ページの5の3の6、63ページの右のほうの下です。生活支援体制整備事業費、コーディネーター雇上賃金20万計上してございますが、当初予算で216万ほど計上してありますが、この増額になった理由をお伺いします。

**健康福祉課長** お答えします。

今現在、まちづくり課のほうで座談会を行っております。そのときに生活支援コーディネーターも同行しておりますので、その方の時間外相当分を今回追加予算で上げてございます。以上です。

**6番** そうしますと、当初予算で見た216万の方と同じ方に加算分ということで20万ということですか。同じ人に。

**健康福祉課長** そのとおりです。

**議長** ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで3時10分まで休憩をいたします。

午後2時54分 休憩

---

午後3時09分 再開

**議長** それでは、会議を再開いたします。

---

**日程第6 議案第48号 平成30年度舟形町水道事業会計補正予算(第1号)について**

**議長** 日程第6 議案第48号 平成30年度舟形町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

**6番** 内容ではありません。また、先ほどの数字の並べ方で確認したいと思います。

68ページ、今、説明なかったんですが、前から行きますと、68ページに実施計画書、税込み、収益的支出ございますが、この表でございまして、災害による損失1,210万はわかるんですが、この表の表示の仕方です。項に3の特別損失ございます。目に2があつてその上に空欄になっていきますよね。ここに1でその他特別損失ということで、既決が1,000円で補正がゼロで計1で2の災害による損失が下に1,210万とこう表示するのが正しいんじゃないですか。

あと、同じようにずっと飛んで72ページも支出のほうで同じような表記になっていますが、その他というのが既決で1,000円計上していますので、それは1目で、2目に災害による損失ということで1,210万を上げる表が正しいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

**議長** 暫時休憩をします。

午後3時11分 休憩

---

午後3時13分 再開

**議長** 会議を再開します。

**総務課財政係長** ただいまのご質問ですけれども、款項目というつくり込みの表になっております。3特別損失なんですけれども、当初予算書242ページによりますと、当初予算の段階で3特



別損失、1 その他特別損失1,000円というふうになっておりますので、既決予定額のほうには既に1,000円の予定額が項の段階でこの1,000円が入っているということに加えて、今回2目が新たに追加になって災害による損失1,210万円が追加になるという表のつくり込みになっております。以上です。

**6番** そうすると、ここで目で分ける必要はないと、その他特別損失で既決で1,000円ありますよね。だからそれをここに表示するのであれば、例えば68ページでいうのであれば既決予定額がその他損失が1,000円で、補正予定額がゼロで合計1になるんじゃないですか。こういう区別する必要はないということですか。俺がちょっといい方があれなのかな。

**議長** 暫時休憩をします。

午後3時15分 休憩

---

午後3時19分 再開

**議長** 会議を再開いたします。

**6番** 時間もないのでわかりました。終わります。

**7番** それでは、72ページの災害に係る損失が1,210万円ということで、15、18で修繕料がそれぞれかかっております。この内容についてどういった工事になったのか質問いたします。

**地域整備課長** まずはこの災害につきましては、8月5日から6日の豪雨災害によるものでございます。修繕料費310万の内訳でございますが、舟形の配水池、水道施設です。あと松山の配水池、同じく水道施設であります。落雷による水位計、流量計、残塩計が故障しまして、それらの修繕費となっております。また、18路面復旧工事でございますが、900万です。これらについては県道、林道、町道等に水道管が埋設されておるわけなんです。これらの本復旧であったり、応急工事、復旧費でございます。以上です。

**7番** 310万円の舟形配水ともう一カ所の配水池の施設に避雷針とかというのはついていなかったわけですか。それをも上回る落雷だったということなのか。その辺のところもう少し詳しく説明をお願いします。

**地域整備課長** 両配水池につきましては。避雷針はついておりません。それにかわるものとして強力な落雷があったときにアレスターという部品がございまして、それに落ちるような仕組みで、その部品だけを普通ですと交換すれば間に合うんですが、今回はかなり強い落雷がありまして、本体まで行ってしまったということになります。以上です。

**7番** そうしますと、そういうことがあったということならばきちんとした避雷針などを整備するという考え方もあろうかと思えますけれども、その対応、対策というのはどういうふうを考えているのか質問いたします。

**地域整備課長** 避雷針等々も含めまして、今回のような強い落雷があった場合の対処するために

いろいろと検討してまいって、いろんな改善策を検討していきたいと思います。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 認定第1号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第2号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について**

**認定第3号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第4号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について**

**認定第5号 平成29年度舟形町水道事業会計決算の認定について**

**認定第6号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第7号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**議長** 日程第7 認定第1号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成29年度舟形町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**会計管理者** (朗読、説明省略)

**議長** ここで皆さんにお諮りいたします。

会議時間を午後5時まで延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、午後5時まで延長いたします。

続きまして、監査委員による各会計の決算審査結果を渡邊代表監査委員より報告を求めます。

**代表監査委員** それでは、ただいまより平成29年度舟形町各会計歳入歳出決算審査の意見を述べさせていただきます。

7月26日から8月9日まで審査日数8日間、3階小会議室において奥山謙三議員とともに監査を行いました。

審査の内容といたしましては、町長から提出されました舟形町一般会計、5特別会計の歳入歳出決算書、1公営企業会計決算報告書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、予算が適切か、効率的に執行されているかということに主眼を置き、証拠書類等を照会いたしました。また、定期監査、例月現金出納検査等の結果も参考にし、さらに関係職員の出席を求め、主要な施策の成果報告の説明を受け、審査検討を行った結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないことを確認いたしましたので、報告いたします。

ただいま決算状況について相馬会計管理室長から詳しい説明がございました。また、決算審査意見書も確認してもらっていることと存じますので、各項目説明は割愛し、決算意見書17ページからの総括意見を述べさせていただきます。

初めに、収納状況について。

平成29年度の収入未済額は、現年度708万円、滞納繰り越し分3,329万9,000円、未済額計は4,037万9,000円ですが、地方税法の規定に基づき643万円が不納欠損処理され、不納欠損後の未済額合計は3,394万9,000円でした。現年度未済額は、前年度比で991万3,000円、率にして22.6%の減となりました。町税、保険税、使用料、それぞれの未済額が減少されており、各担当職員の努力の結果だと評価したいと思います。

このような未済額の減少傾向とは逆に、不納欠損額は平成27年度に比べますと28年度、29年度とともに2倍近い額になっており、注視しなければならない数字だと思います。担当職員の説明によりますと、固定資産の相続放棄者がふえたとのことで、地方税法18条の1による固定資産税の不納欠損処分がふえております。現年度は30件で、全体の不納欠損処理件数の半分以上を占めておりました。核家族がふえ、先祖から引き継がれた資産は重荷なのか、空き家問題も含め相続者の確認や検討などの指導があってもいいのではないかと思います。

平成29年度の町民税は、米価の上昇による農業所得の増加により563万9,000円増加しましたが、その増額分以上の643万円が不納欠損処理されております。

私は、平成27年度より3回目の決算審査となりますが、3年間で1,584万8,000円の不納欠損

処理を出してしまったことを大変残念に思います。納税義務の公平性を鑑み、不納欠損を食いとめる努力をしなければならぬと強く感じております。

使用料の未済額が多いのは、農業集落排水、水道使用料であり、上下水道ともに同じ世帯が未納をしていると考えられます。未納者に対し納入計画、分割納付等の指導強化もなされ、また未納リスト台帳は未納者の生活状況等の記録も書き加え、充実化を図って活用されているとのことでした。なぜ収納率アップにつながらないのか、改めて要因を検証していく必要があると思います。

財政健全化について。

平成29年度の実質公債費比率12.1%は、単年度で0.5ポイントの悪化ですが、平均値による四捨五入で0.1ポイントの悪化となりました。また、将来負担比率は15.4%で、前年度比で22.3ポイントと大きく改善されておりました。実質公債費比率、将来負担比率ともに着実な改善が見られておりますが、山形県でまとめた平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の表によりますと、財政運営上は問題はないものの、舟形町の実績公債費比率は村山市、河北町、南陽市に次いで県内ワースト4でございました。参考に申し上げますと、新庄市9.1、金山町7.9、最上町5.5、真室川町5.5、大蔵村7.4、鮭川村10.6、戸沢村6.4でした。

財政健全化法に基づいた財政状況のチェックを怠らず、持続可能な財政構造の構築に向け、将来を見据えた財政運営を一層進められることを要望いたします。

ふるさと応援基金について。

平成29年度のふるさと応援基金は、10億855万円に達しました。平成26年度対比で見ますと平成27年度は3.9倍、28年度は3.4倍、そして現年度は5.4倍となります。これは大変すばらしいことで、関係職員の心のこもった丁寧な対応でリピーターを確実に定着できたからだと思います。また、平成29年度に返戻割合が変更されたこともメール発信等で周知を努めるとともに継続的な寄附のお願いをされたことが年度末の寄附増額につながりました。

ふるさと応援寄附金は、一般会計歳入決算額の17.3%を占め、各事業の予算に繰り入れされ、町民に与えたうおいは多大なものであり、担当職員の企画、熱意等を大きく評価しさらなる継続を期待するところであります。

定員管理について。

平成29年度舟形町職員定数は、退職者6名、新規採用者6名、合計73名で、人件費は前年度とほぼ同額でした。平成25年度から平成29年度までの退職者数は合計27名、新規採用者数合計は23名で、職員の平均年齢も年々若返っており、さらに活気ある職場になることを期待いたします。

優秀な人材確保に向け、新規採用試験の内容も充実に検討され実施されておりました。採用通知を手にしたときの初心を忘れず公務員としてのコンプライアンスを重視し、仕事に対しモチベーションを上げ、職場はもちろん町民に対してのコミュニケーション能力の高い職員に成長し

てもらいたいものです。

働きながら教育、訓練する方法であるOJTをマニュアル化し、新規採用者、若い職員の指導、教育に力を注いでもらいたいと思います。

平成29年度は、機構改革を図り業務枠を係体制に移行したことで、課ごとの朝礼や日々の予定の確認、課のコミュニケーションがとりやすくなったのか、全体の雰囲気はよくなったのではと主要な施策の成果報告を受けながら感じました。職員研修事業により、さまざまな職員研修会に参加し、スキルアップされていますが、受講者のみにとどめないで、課全体で共有し、課長会議、補佐会議などで水平展開させ、職員全体でスキルアップをできるようにしてもらいたいと思います。

また、定期監査報告指摘事項に対し、検討、改善され、契約関係についての研究会や自主学習会も開催されておりました。指摘したことを理解され、改善に向けての努力がなされていることを頼もしく感じ一言つけ加えさせてもらいます。

振りかえ勤務命令の取得状況報告書によると、振りかえ日数が膨れ上がっている職員が数名おりました。法定休日は確保されているのか、就業規則に基づき執行されているのか検証が必要だと思います。

工事管理業務について。

平成29年度の大規模建築請負工事である除雪機械格納庫新築工事の管理業務は委託されず、完了時に受理されるはずの工事監理報告書はありませんでした。有資格者の建築士でなければできない工事管理の建物の規模であり、設計図書に従って適切に施工されたか、また瑕疵の責任所在等を明確にしておく上でも工事監理業務は必要だと思います。

若あゆ温泉改築工事でも工事管理者が無資格者でもよいと指導を受けたとのことで、管理委託業務はありませんでしたが、特に水回りの改修工事であり、現況に沿った丁寧な技術的指導ができる有資格者の管理者がいれば工期の延長や追加工事も少なく完成したのではと考えます。工事管理者不在の現場は、有資格者でない担当職員には負担が大きいと思います。また、工事ごとの確認、検査などが適切に行われていない可能性もあります。これからは長寿命化が要求されていることでもあり、大切な町有財産は適切に施工され、安心・安全な建物として保存していただきたいと思います。

ごみの減量化について。

山形市のもったいないネットをはじめ、各市町村でごみの減量化に取り組んでおります。舟形町も舟形町に合ったごみの減量化に取り組み指導されたいと思います。

1年間のごみ処理実績量としては減少しておりますが、1人当たりの実績量は決して減少しておりません。1人1日当たりのごみの量は舟形町では700グラム以上であり、山形県目標の400グラムにはほど遠い現状です。生ごみの排出量をエコプラザに確かめたところ、集まった可燃ご

みの中からクレーンを使って仕分けしているとのことで、生ごみの占める割合は正確に把握していないとのことでしたが、家庭から出す生ごみの量が減ればごみの処理量はおのずと減るはずで、生ごみからのコンポストづくりの正しい処理方法を定着させ、畑の片隅にコンポスタが並ぶことで生ごみが減量することを期待します。

多くの町民がごみの減量化に取り組めば財政健全化に向けた悪化要因の一つである最上広域市町村圏事務組合分担金の削減につながり、また住みやすい舟形町をつくるための環境問題意識の向上になると思います。1つの目標に向かって行政と町民が一緒に取り組むことは、官民共同による住民主体の地域づくりの第一歩になると考えます。

受動喫煙について。

平成27年度のたばこの害による損失額は、厚生労働省研究班の推計によりますと、全国で2兆500億円、山形県では199億円でした。その中で、医療費がもっとも多く、受動喫煙が原因となる医療費は33億円、介護費は24億円でした。平成29年度定期監査の改善意見書によりますと、受動喫煙への取り組みとして小・中学校、保育園は、敷地全面禁煙となっていました。役場庁舎での取り組みは曖昧でした。役場庁舎も敷地内全面禁煙に早急に取り組むことを強く要望するものです。

平成29年度町たばこ税は1,960万3,000円で、前年と比べると130万5,000円、率にして6.2%の減でした。たばこ税も重要ですが、全町民の健康を最優先に考え、喫煙者の減少に取り組むことが医療費増の抑制にもつながると考えます。

水道事業について。

平成29年度は、給水人口が前年度比で114人減少し、有収率は7.24ポイント減少、前年度比で85.24%でした。また、現年度より公営企業会計に移行し、財務諸表が提出され、厳しい経営状況を目の当たりにさせられました。収益的収支と資本的収支の合計は1,974万6,000円の赤字となっていますが、実質的に長期前受戻入金や減価償却分を現金支出と考えれば2億2,126万7,000円の不足となります。平成29年度の経営状況は、一般会計からの繰入金6,517万円を受けても96万9,000円の損失でした。資本的収支への補填額が3,554万円あり、施設の更新費用を積み立てるにはほど遠い状況にあると思われます。安全・安心な水道水の供給をし、独立採算制を目指した水道料金の単純なシミュレーションによれば、10立米までの1,500円の現行基本料金を2,300円に上げなければならない状況とされました。水道料金は、平成9年に改正したままであり、料金値上げの検討も必要と思われます。また、水道料金未済額は現年度分160万4,000円、滞納繰越分634万8,000円、合計795万2,000円で、毎年ふえ続けております。水道料金の未納者は下水、集落排水料金未納者と同一世帯と考えられます。一般町民が未納者の経費を負担することのないように、回収方法を検討する必要があると思います。まずは現年度水道料金回収率100%を目標にしてほしいと思います。

終わりに、少子高齢化と人口減少が同時に進行している現在において、人口や経済の拡大は厳しいと思われます。少子高齢化が進んでも人口が減少しても活力のある町をつくっていかねばなりません。森町政の目指す「住んでいる人が誇れる町、豊かな町」の実現に向けて官民一体となり、協働によるまちづくりを進めていかなければならないと思います。

先日、舟形町に住宅を新築した人から「子育てしやすいから舟形町に住むことを決めた」と、また、舟形町に建てたいと計画しているご夫妻からも「ほかの市町村にない子育ての支援がとても充実しているから舟形町に住みたい」と、とてもうれしい話を聞くことができました。縄文時代から美しい女神がいたこの町を若い世代が選んでくれたことで私も誇りを持って生活していこうと改めて思いました。平成30年度からは困りごとを共有し合うワークショップが始まり、地域課題がクローズアップされ、皆で問題解決し合うことでより一層住みよい町に近づくことを期待いたします。

そして、平成30年度も昨年度に続きPDCAマネジメントサイクルの定着を強く要望いたします。行動、チェック機能が幾ら働いてもサイクルは回りません。改善に向けてのアクションにもっと大きな力を注いでください。検証が目的ではありません。問題を一つ一つ完結するまで確認できる、そうして業務が終わるといふ行政であってほしいと思います。

昨年度完成いたしました地域コミュニティーの再生、観光交流の増進、町全体の活性化を図る目的で整備された西ノ前遺跡公園女神の里の活用状況、管理状況は現在いかがでしょうか。

若あゆ温泉も大変難儀をしてリニューアルオープンしました。その後浴室設備にトラブルはないのか。休業中に施設職員の意識改革のためほかの温泉施設に出向き学習してきたことをどのように生かされているのか。利用者の声に耳を傾けているでしょうか。計画し、完成すれば終わりではありません。ここから目的達成の継続的なチェックが必要であり、議会の果たす役割も重要であると思います。少子高齢化の現在、舟形町職員は若返っております。町政のかじ取り役である森町長のもと、職員一人一人が既存の考えに捉われることなくみずからの考えで新しい発想、創意工夫に取り組み、職務を遂行してほしいものです。町民から信頼され、町民のリーダーとなり、住んでいる人が誇れる町、豊かな町になることを希望し平成29年度舟形町各会計決算審査の意見書といたします。ありがとうございました。

**議長** ご苦労さまでした。

ただいま上程されました7会計決算等調書の審査方法についてお諮りいたします。認定第1号から認定第7号まで計7議案を審議するため、10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し審査する方法でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議席番号1番伊藤欽一君、2番小国浩文君、3番石山和春君、4番佐藤勇君、5番奥山謙三君、6番斎藤好彦君、7番佐藤広幸君、8番加藤憲彦君、9番叶内富夫君、10番八鍬太君、以上9名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。ただいま指名した10名の方を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りいたします。

**6番** それでは、私から提案をさせていただきます。

本決算審査特別委員会の委員長には、議会広報常任委員長の佐藤勇議員、副委員長には議会運営委員長の加藤憲彦議員を推薦いたします。

**議長** ただいま6番議員より、委員長には佐藤勇議員、副委員長には加藤憲彦議員との発言がありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認め、委員長には佐藤勇議員、副委員長には加藤憲彦議員に決定いたしました。

決算審査特別委員会に入りますので、本会議を本日より11日まで休会することといたします。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、本会議を11日まで休会いたします。

本日はこれにて散会といたします。

決算審査特別委員長に推選されました佐藤勇議員より決算審査特別委員会の開会と委員長挨拶を受けたいと思います。しばらくの間お待ちください。

**4番** ただいま平成29年度一般会計のほか6会計の決算審査特別委員会の委員長に推選されました佐藤でございます。精いっぱい務めさせていただきますが、進行上、不行き届きの点、多々あるかと思っておりますけれども、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日はここまでとします。明日は午前10時より開会いたします。

これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午後4時20分 散会



平成 30 年 9 月 12 日（水曜日）

第 3 回舟形町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成30年舟形町議会第3回定例会第8日目

平成30年9月12日（水）

---

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八  歙  太

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	危機管理室長	伊藤 茂 樹
副 町 長 庄 司 雅 人	総務課財政係長	八  歙  幸  仁
総 務 課 長 伊 藤 幸 一	教 育 長	齊 藤 涉
まちづくり課長 小 野 芳 喜	教 育 課 長	八  歙  照  光
健康福祉課長 叶 内 範 夫	教育課長補佐	鍛  冶  紀  邦
住民税務課長 須  貝  孝  子	農業委員会事務局長	伊 藤 誠  宏
地域整備課長 伊 藤 武  美	代表監査委員	渡  邊  敬  子
農業振興課長 伊 藤 誠  宏	監査事務局長	斉 藤 洋  一
会計管理者 相  馬  昇	選挙管理委員会書記長	伊 藤 幸  一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉 藤 洋 一 主 事 伊 藤 優

---

議事日程

日程第1 認定第 1号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の  
認定について  
認定第 3号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について

認定第 4号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定  
について

認定第 5号 平成29年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第 6号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

認定第 7号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第2 議案第49号 舟形町教育委員会委員の任命について

日程第3 議案第50号 平成30年度舟形町一般会計補正予算（第5号）について

日程第4 発委第 1号 政策提言書の提出について

日程第5 委員会付託の審査報告

請願第1号 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請  
願

陳情第2号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情

追加日程第1 発議第2号 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求め  
る意見書の提出について

追加日程第2 発議第3号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について

日程第6 閉会中の所管事務調査報告

総務振興常任委員会・文教民生常任委員会

日程第7 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時59分 再開

**議長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから8日目の定例会を開会いたします。

---

**日程第1 認定第1号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第2号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について**

**認定第3号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第4号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について**

**認定第5号 平成29年度舟形町水道事業会計決算の認定について**

**認定第6号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第7号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**議長** 日程第1 平成29年度決算の認定について議題といたします。

決算審査特別委員会に付託しました認定第1号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、以下、認定第2号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第3号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、認定第4号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第5号 平成29年度舟形町水道事業会計決算、認定第6号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、以上7会計決算の認定について審査報告を求めます。

**決算審査特別委員長** 平成30年9月12日 舟形町議会議長 八楯 太殿。決算審査特別委員会委員長 佐藤勇。

決算審査特別委員会審査報告書。平成30年9月定例会、9月6日に本委員会を設置し、付託されました、平成29年度一般会計歳入歳出決算、平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成29年度舟形町水道事業会計決算、平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、以上、7会計の決算認定について、9月6日から11日までの4日間、提出された決算書

等の内容を町長以下職員の説明を受け、慎重に審査した結果、認定すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

**議長** ただいまの委員長報告について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで7議案について採決いたします。認定第1号から認定第7号までの7議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり認定されました。

---

## 日程第2 議案第49号 舟形町教育委員会委員の任命について

**議長** 日程第2 議案第49号 舟形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第3 議案第50号 平成30年度舟形町一般会計補正予算(第5号)について

**議長** 日程第3 議案第50号 平成30年度舟形町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑行います。

**7番** では、11ページの歳出の災害復旧費、その他の財源に15万円とあります。この内容を見ますと、次の13ページに災害復旧費寄附金と災害見舞金、この財源になるかと思われま。この寄附金、あるいは災害見舞金、この内容、どういった団体、個人から受けているのか質問いたします。

**総務課長** 13ページの寄附につきましての5万円につきましては、港区からの森元町内会からいただいております。これにつきましては毎回8月にサマースクールで来ているということで、今回被災したということでの寄附を町にということでの5万円です。（「違うよ、東麻布商店街、町内会が森元町会で、5万円、東麻布」の声あり）失礼しました。東麻布商店街と森元町会からということで、連名で5万円いただいております。

それから下の雑入ですけれども、災害見舞金、これにつきましては先般の鮎まつりの折に大郷町からいらして教育長のほうからステージのほうで町長に10万円の見舞金をいただいております。それがここに計上してございます10万円でございます。

**7番** そうしますと、この10万円の見舞金が森元町の町長さんからいただいたという答弁ですけれども、（「10万円は大郷」の声あり）10万が大郷ね。あれ、町長さんと言いませんでした。ああそうか、了解しました。ちょっと聞き間違えましたので、2回目の質問は遠慮いたします。

**議長** ほかにありませんか。

**5番** 歳入の関係ですけれども、町債1億4,320万円とありますが、この分について国なり県なりからの最終的な補填といたしますか、何割ぐらい来るのかお聞きしておきたいと思ひます。

**総務課財政係長** 13ページ目にあります公共施設等災害復旧債でございますけれども、こちらの起債については単独事業に充てられる起債ということで、交付税算入率というものは約6割程度を見込んでおるところでございます。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**5番** 今度、歳出の関係で、被災したステージとか、あと公園関係とかいろいろなあの辺に集中して施設があるわけですけれども、あそこの所有というのは町のものではないかと思ひますが、河川関係にそういったものをつくったときの契約といたしますか、どういう形になっているのかお聞きしたいと思ひます

**地域整備課長** ただいまの質問でございますが、河川公園整備につきましては、チャイルドランドも含めまして全て土地そのものは県管理河川でございます。しかしながら、町のほうでその占有を受けまして公園整備を実施しております。それで、占有の期間であります、10年が占有期間になっておりまして、10年ごとに継続しているという形をとらせていただいております。以上です。

**5番** そうしますと、町で借りているということはいろいろな被害なり発生したときには全て当

然借り受け側負担で直す、あと最終的にはそこを使わなくなったときには原状に戻して返すという契約なんでしょうか。

**地域整備課長** 今、5番議員おっしゃるとおりでございます。そのような形になっております。

**5番** そういった中で、河川ということ地域住民の方々に活用しているということも考えていけば、少しは県からの負担というものを期待はできないのでしょうか。

**地域整備課長** 契約の内容については、おっしゃるとおり、町のほうで上物の優遇であったり、駐車場であったり、舗装であったりは整備しなければなりません。契約がそのようになっておりますので、ただ、河川敷でありますので、河川を守るための護岸の部分に関しては壊れた場合は県のほうで災害復旧という形でしていただいているところでございます。ただ、それ以外の駐車場等につきましては、町のほうの負担となっております。以上でございます。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 発委第1号 政策提言書の提出について

**議長** 日程第4、発委第1号 政策提言書の提出についてを議題といたします。奥山謙三議会改革特別委員長。

**議会改革特別委員長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより発委第1号について採決します。発委第1号は委員長提案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、発委第1号は原案のとおり決定いたしました。

---

## 日程第5 委員会付託の審査報告

**議長** 日程第5 委員会付託の審査報告を議題といたします。

請願第1号 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願について、陳情第2号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情について、斎藤好彦総務振興常任委員長の報告を求めます。

**総務振興常任委員長** それでは、報告を申し上げます。

平成30年9月12日 舟形町議会議長 八楯 太殿。総務振興常任委員会委員長。

請願・陳情審査報告書。本委員会に付託されました請願及び陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告をいたします。

受理番号、請願第1号。付託年月日平成30年9月5日。件名、日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願。審査結果、採択。

陳情第2号。付託年月日平成30年9月5日。件名、種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情。審査結果、採択。以上でございます。

**議長** 初めに請願第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

暫時休憩をいたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時30分 再開

**議長** それでは、会議を再開いたします。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許可します。

**7番** それでは、ただいまより日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願を採択することに反対し、反対討論をいたします。

先進国として2つの原子爆弾を広島と長崎に投下された日本国民であるならば、誰もが核兵器のない国際社会の実現を願う気持ちは私も同じであります。しかし、小さな舟形町であっても議員として政治に身を置いている立場なら、政府が核兵器禁止条約に署名できない苦しい状況にも配慮すべきであると考えます。

昨年の国連総会第1委員会、第1委員会は軍縮について話し合う委員会です。2017年に核兵



器禁止条約交渉のための会議を開催する決議が賛成多数で採択されました。日本政府は、これに反対をいたしました。一見すると、戦後唯一の被爆国として核なき世界の実現を掲げ、核軍縮に取り組んできた日本としては矛盾する行為にも見えますが、私は当然の反対であったと思います。なぜならば、日本の周囲は中国や北朝鮮、ロシアが核を保有し、その脅威が実際に現実的にあるからです。その脅威から日本を守っているのは米国が提供する核の傘であり、それを弱めることにつながる条約には簡単に賛成と言えるものではないからです。そして、国連総会第1委員会では核兵器禁止条約交渉開始決議の投票が行われ、賛成123カ国、反対38カ国、棄権16カ国という結果になりました。

この結果について、核軍縮、不拡散、安全保障に詳しい専門家は、核兵器禁止条約の成立を許せば核保有国と非保有国の間に亀裂が生じるだけで、現実的な協力のプロセスが実現できなくなると見る専門家もおります。このように、日本政府が難しいかじ取りを続けていく以外に道はない状況にある中で、町議会が、日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願を採択し、あるいは意見書を提出して政治的圧力を政府にかけるべきではないと私は考えます。どうかお聞きの議員の皆様方には私の考えに賛成をしていただき、採択することに反対をしてくださるようお願いしたいと思います。

ならば、日本はどうすべきかということになりますが、日本は唯一の戦争被爆国として核の恐ろしさについてただひたすらに国内外で発信を強め、核保有国みずからが核兵器を廃棄したくなる、そういった活動をしていくことが大切であると私は考えております。

以上で反対討論を終わらせていただきます。

**議長** 次に、賛成者の発言を許可します。

**5番** それでは、本議案について私の考えを申し上げます。

私は本議案につきまして賛成をいたします。

賛成する理由は、私は核の傘など現実的には存在しない、そしてまた、確実に保証されるものではないというふうに考えております。現実核を使用した場合は、もう世界の破滅であります。日本だけが残るということは絶対あり得ない。むしろ我々が唯一の被爆国として核のある世界には住みたくない。この行為を国民一人一人が強く発信すべきであると思います。

また、舟形町平和都市宣言の条文では、「我々は世界唯一の被爆国民として平和憲法の精神に基づき核兵器の廃絶を強く訴えるものである」ともうたわれています。

以上のことから、国がどうであろうとも我々は被爆国の一国民として核をなくすという声を出していくことこそが世界の平和につながるものであると考えております。そういうふうな観点から本議案につきましては賛成ということで皆様のご賛同をよろしく願います。

**議長** これで討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決します。請願第1号は委員長報告のとおり採択とすること

に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより陳情第2号について採決いたします。陳情第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。陳情第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで、資料配付のため暫時休憩をいたします。

午前10時38分 休憩

---

午前10時39分 再開

**議長** それでは、会議を再開いたします。

ここで日程の追加についてお諮りいたします。お手元に配付いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと考えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程の審査についてお諮りいたします。追加日程第1、発議第2号、同じく日程第2、発議第3号を一括で審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、追加日程第1、発議第2号、同じく日程第2、発議第3号を一括で審査することに決定いたしました。

---

**追加日程第1 発議第2号 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出について**

**追加日程第2 発議第3号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について**

**議長** 追加日程第1、発議第2号 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを

求める意見書の提出について、追加日程第2、発議第3号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。意見書の内容については、事務局長より朗読いたします。

**議会事務局長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより発議第2号、発議第3号を採決します。2議案について意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、発議第2号、発議第3号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

---

## 日程第6 閉会中の所管事務調査報告

**議長** 日程第6 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。初めに、斎藤好彦総務振興常任委員長より報告を求めます。

**総務振興常任委員長** 報告いたします。

平成30年9月12日 舟形町議会議長 八鍬 太様。総務振興常任委員会委員長。

所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記。

1. 期日 平成30年6月13日
2. 調査先 有限会社舟形マッシュルーム
3. 調査内容 運営状況、臭気対策等について、状況説明と現地視察を行っております。

（1）マッシュルームスタンド舟形の運営状況

産直レストランの売り上げは、徐々に伸びているものの、人件費等の課題もあり、レストラン独自の経営は厳しい状況にありました。

（2）新商品開発への取り組み

乾燥マッシュルームを使用した加工商品が大変好評であり、今後、増産も含め社内で検討しております。

### (3) 臭気対策

本年2月に工場内の排水対策として地下貯水槽設備が竣工しており、敷地外への排水流出に対応している。臭気対策として、防風ネットによる臭気の緩和措置や消臭噴霧装置の設置等により対策を行っている。今後も臭気モニタリングデータを参考にし、消臭噴霧装置の増設など臭気対策を検討している。

### (4) 現地視察

- ①マッシュルームスタンド舟形及び工場
- ②培地製造所、地下貯水槽設備など

### (5) 対応策

当社は、全国第3位の生産量を誇り、従業員も125名を抱え、本町の雇用促進に貢献しており、今後とも社業発展に期待をしたい。

臭気対策についてのさまざまな企業努力は確認できるが、いまだ町に対して苦情などもあることから、委員会として行政と一体となって当社の環境対策を注視したい。

以上でございます。

**議長** ただいまの総務振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより総務振興常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続いて、佐藤広幸文教民生常任委員長より報告を求めます。

**文教民生常任委員長** 平成30年9月12日 舟形町議会議長 八鍬 太殿。文教民生常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記。

1. 期日 平成30年6月29日(金)
2. 調査内容(状況説明)

(1) 保、小、中一貫教育の現状について

①一貫教育の狙い

ア 知、徳、体の生きる力の育成。

一人一人のきめ細かな指導の充実を図るため、保、小、中の全児童生徒のスクーリングやスクールカウンセラーの活用を行っていた。

(2) 国民健康保険制度の改正について

①制度見直しの背景

ア 団塊の世代が75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額が61.8兆円の見込みとなっているため、年齢構成や医療費水準が高いことや所得水準が低く、保険料の負担が重いなどの国民健康保険制度の構造的課題が指摘されている。

②見直しの柱

ア 国の責任として約3,400億円の追加的財政支援を行う。

イ 都道府県と市町村が保険者となり、それぞれの役割を担う。

(3) 障害者の働く場所や制度の現状について

①利用している事業所と仕事内容

ア A型4事業所、B型9事業所で就労の内容としてはPCの解体、資源リサイクルの仕分け、部品組み立て、菓子づくり、野菜づくり、袋詰め、シール張りなどが主な作業内容で、障害者の自立と社会参加の実現が目標になっている。

②給付実績

ア A型28年度1,550万3,300円、29年度では1,324万4,770円。

イ B型28年度1,538万5,530円、29年度では2,024万1,969円となっております。

【所感】

(1) 小学校、中学校ともに不登校の生徒がいないことは、喜ばしいことである。小・中の学校運営協議会のほかに保小中一貫教育推進委員会が本町の特色であり、大きな効果を期待したい。

(2) 障害者の自立と社会参加の実現が重点項目になっており、総合的な相談業務の充実に努めていただきたい。

以上でございます。

**議長** ただいまの文教民生常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

## 日程第7 議員派遣の件

**議長** 日程第7 議員派遣についてを議題といたします。議員派遣の内容については、事務局長より朗読いたします。

**議会事務局長** (朗読、説明省略)

**議長** ただいま朗読の議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

---

**議長** これをもちまして9月定例会に付された事件は全て審議終了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受けします。

**町長** 平成30年度第3回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

9月5日から8日間の日程で、一般会計及び特別会計予算の補正が5件、承認が1件、報告が1件、人事案件1件、平成29年度一般会計及び特別会計の決算に係る認定が7件、合計15件の案件につきまして満場一致でご決議賜りまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は、真摯に受けとめまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

先日9月8日、9日開催の第38回若鮎まつりは、雨模様で足元の悪い中の開催となりましたが、予想を超える2万人の来場者となりました。衆議院議員加藤鮎子様、山形県副知事若松正俊様、国土交通省東北地方整備局副局長上坂克巳様をはじめ、多くのご来賓の方々のご臨席を賜りましたこと、改めて感謝を申し上げます。

2回の豪雨災害の甚大な被災状況を乗り越えての若鮎まつりの盛況ぶりに多くのご来賓の方々からも「よく開催できたね」、「やってよかったね」とねぎらいの言葉をいただきました。若鮎まつりを通して、町内をはじめ、県内外に縄文の女神と若あゆの里の名に恥じない日本一の舟形のアユ、そして舟形の豊かさ、味覚を十二分にアピールできたと思います。これもひとえに会場の復旧整備をさせていただいた舟形町建設業協会の皆様の迅速、かつ力強い復旧作業、舟形町消防団員166名の皆様のマンパワーによるものと厚く厚く感謝と御礼を申し上げます。そして、実行

委員会の皆様やまちづくり課を中心に若鮎まつりを支えていただいた職員の皆さんのおかげと心から重ねて感謝と御礼を申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、秋の収穫作業等で忙しくなる季節、そして、日中と朝晩の寒暖の差が大きくなる季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。8日間ありがとうございました。

**議長** 本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、平成30年第3回舟形町議会定例会を閉会いたします。8日間にわたる慎重審議、ご苦労さまでございました。

午前11時02分 閉会

---

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 小 国 浩 文

署 名 議 員 佐 藤 広 幸